

女子差別撤廃条約実施状況

第7回及び第8回報告

(仮訳)

平成26年9月

女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告（仮訳）

目次

第1部 総論	2
第2部 各論	5
第2条（差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置）	5
第3条（女子の能力開発・向上の確保）	21
第4条（特別措置）	24
第5条（偏見及び慣習等の撤廃）	27
第6条（女子の売買等の禁止）	30
第7条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）	35
第8条（平等の条件での国際的活動への参加）	37
第9条（国籍に関する法的平等）	40
第10条（教育の分野における差別の撤廃）	41
第11条（雇用の分野における差別の撤廃）	44
第12条（保健の分野における差別の撤廃）	53
第13条（他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃）	56
第14条（農村の女子に対する差別の撤廃）	57
第16条（婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃）	58

（別添）

資料1 男女共同参画会議監視専門調査会における女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視

資料2 第6回報告最終見解への対応状況等について

統計資料

第1部 総論

1. 序論

1. 本報告は、我が国が1985年に批准した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」又は「本条約」という。）の第18条の規定に基づき国連事務総長に提出する第7回及び第8回報告である。本報告は、第6回報告作成時点の2006年7月から2013年12月までの我が国における本条約の実施に関する進展を中心に報告している。

2. 本報告の作成に当たっては、「第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解」（以下「第6回報告最終見解」という。）に留意するとともに、国連のガイドラインに従い、公的な監視を行うとともに、市民社会との対話を行った。具体的には、第6回報告最終見解への対応に関する政府の取組状況について、男女共同参画会議監視専門調査会で識者及び関係府省ヒアリングを実施し進捗状況の監視を行い、2013年11月、「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」（以下「2013年11月監視専門調査会意見」という。）の取りまとめを行った。同意見の内容については、資料1参照。また、同年6月に、本報告に盛り込む事項等について、地方公共団体、各種団体、識者に対し書面で照会したほか、内閣府ウェブサイト、電子政府、Facebook等を用いて広報し、国民に対し幅広く照会を行ったところ、提出された意見は、総件数431件（内 団体389件、個人42件）であった。さらに、同年11月には、寄せられた意見に関連し、それらに対する主な政府の取組について関係府省が説明し、市民社会と意見交換を行うことを目的として、男女共同参画推進連携会議主催の「聞く会」を開催し、NGO等から約50人が参加した。本報告はこうした意見も踏まえて作成している。

3. 我が国政府は、今後とも、本条約の締約国として女性に対するあらゆる差別を取り除き、男女共同参画社会の実現に向けて努力する決意である。

2. 我が国の男女共同参画施策の推進状況と女性の現状

（1）男女共同参画施策の推進状況

ア）我が国の男女共同参画施策

4. 我が国は、1999年の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきているが、まだ道半ばの状況にある。このため、2010年12月に「第3次男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を閣議決定し、同計画に基づき、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、及び⑤地域における身近な男女共同参画の推進に関する視点を改めて強調し、これらの視点を前提にしたうえで、①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、③雇用・セーフティネットの再構築、及び④推進体制の強化を、5年間の計画期間において早急に対応すべき課題として、取組を進めているところである。

イ）女性の活躍推進

5. 特に最近の取組として、政府では2012年12月に女性活力・子育て支援を担当する大臣が任命されるなど、女性の活躍を推進する取組を積極的に進めている。

6. 女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠との認識に基づき、全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを目指すとの方針の下、2013年2月から、若者・女性活躍推進フォーラム等を通じて幅広い意見を集めながら、成長戦略に盛り込むべき具体策の取りまとめを進めた。

7. また、安倍晋三内閣総理大臣は、2013年4月、男女ともに仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現が重要との考えを示した上で、経済界に対し、女性の活躍の推進に関して、①「2020年30%」の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用すること、②子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいようにすることの2点について要請を行い、まずは、役員に一人は女性を登用することを要請した。

8. それらを踏まえ、2013年6月に閣議決定した「日本再興戦略～JAPAN is BACK～」(以下「日本再興戦略」という。)においても、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、それらの施策は、関連府省庁や経済界等と連携しつつ、従来の取組の強化・加速化、新たな取組の具体化も図っており、2013年度中に可能なものから順次展開している。

9. なお、男女共同参画施策の推進に関する具体的な取組については、第2部で記述した。

(2) 女性の現状

ア) 人口

10. 我が国の総人口については、統計資料1参照。

11. 出生数、出生率及び合計特殊出生率(その年における女性の各年齢ごとの出生率を合計したもの)については、統計資料2参照。出生率の低下の主な要因は、晩婚化・晩産化の進行、未婚率の上昇、夫婦が生む子どもの数が減少傾向にあることなどによるものと考えられる。平均初婚年齢は妻29.2歳、夫30.8歳と、年々上昇している。また、従来最も出生率の高かった20代後半の女性のうち約半数が未婚であり、これまでは、結婚した女性は平均すると2人以上の子どもを生んでいたが、1960年代生まれ以降の cohorts では、それ以前の世代に比べて低下傾向がみられ、完結出生児数も今後低下することが見込まれている。一方、平均寿命は年々上昇しており、2012年には女性86.41年、男性79.94年と世界最長水準にある。老年人口(65歳以上人口)については、統計資料3参照。

12. こうした出生率の低下と平均寿命の伸長により、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、人口構造はたる型から逆ピラミッド型へ向け急速に変化していくものと見込まれる。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)によると、2010年以降の総人口は一貫して減少し、2050年には2010年の2割強減となる一方で、老年人口は2042年まで増加し続け、2050年には2010年の約3割増と見込まれている。その結果、高齢化率は急速に伸び続け、2025年には30.3%、2050年には38.8%となるが見込まれている。

イ) 教育

13. 進学率については、統計資料5参照。女子の高等学校等への進学率（通信制課程（本科）への進学者を除く）は、1969年以来男子のそれを上回っている。女子の高等教育機関（大学、短期大学、専門学校）への進学率は上昇傾向にある。また、大学（学部）への進学率は、依然として男女間で開きがあるものの、短期大学及び専門学校を含めた高等教育機関における女子の進学率は、男子の進学率を上回っている。また、2012年における大学の学部における関係学科別の女子比率については、統計資料6参照。女子が過半数を占めている学科は家政、芸術、人文科学、教育などとなっている。その一方で、女子の占める割合が低い学科は、社会科学、農学、理学、工学などとなっている。高等教育面においては、四年制大学、短期大学、専門学校、大学院等への進学率や専攻分野に男女の違いが見られているものの、縮小する傾向にある。

14. 学校管理職への女性の登用状況については、統計資料7参照。大学・短期大学における女性教員数、教員総数の中で女子の占める割合ともに増加傾向にある。

15. 2012年の大学（学部）卒業者の就職率については、統計資料8参照。女子の就職率は男子を上回っており、また、進学者等を除いた卒業生の中で就職する者の割合で見ても、女子が男子を上回っている。

16. 教育の場における男女の地位についての世論調査の結果については、統計資料33（2）参照。学校教育の場で男女の地位は平等であると考えている者は、職場や家庭生活において男女の地位が平等と思う者と比較すると、割合が高いといえる。

ウ) 就業

17. 女性労働力人口等については、統計資料9参照。労働力人口総数に占める女性の割合は、1999年以降一貫して上昇傾向にある。女性労働力人口（15歳以上の就業者及び完全失業者）は、2010年をピークに減少に転じている。なお、女性の完全失業者及び完全失業率は、2010年以降3年連続で低下している。

18. 年齢階級別労働力人口比率については、統計資料10参照。2012年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は48.2%と前年と同率であった（男性の労働力率は70.8%）。年齢階級別にみると、25～29歳層と45～49歳層を左右のピークとし、出産及び育児期の35～39歳層をボトムとするM字型の曲線を描いているが、2002年と比べると、15～19歳層及び20～24歳層を除き、労働力率は高まっている。特に、M字の底であった30～34歳層を含む、25～39歳層で大幅に上昇しているほか、50～64歳層の中高年層での上昇が大きくなっている。配偶関係別の女性労働力率については、統計資料11参照。前回報告時（2005年）に比べ未婚ではやや低下、有配偶、死別・離婚ではやや上昇し、有配偶の女性の約半数が労働力化している。末子の年齢が3歳以下である有配偶女性の労働力率は、前回報告時に比べ9.3ポイント上昇し、42.9%となっている。

19. きまって支給する現金給与額等については、統計資料13参照。2012年の短時間労働者を除く雇用者の賃金をみると、依然として男女間の賃金格差は大きい、着実に縮小している。

20. このような男女間の賃金格差は、職階、勤続年数、年齢、学歴等の諸要因によってもたらされており、特に職階と勤続年数の影響が大きい。また、勤続年数、年齢、学歴について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）所定内給与額をみると、2012年において、大卒の場合、20～24歳では男性を100とした場合、女性は96.6であり、最も差の大きい40～44歳においては男性を100とした場合、女性は80.0である。

21. なお、パートタイム労働者（週間就業時間が35時間未満の非農林業雇用者）に占める女性の割合は69.2%（2012年）と高い割合になっており、また、女性雇用者総数の43.7%（2012年）がパートタイム労働者として就業している。

第2部 各論

第2条（差別を撤廃する政策の追求のための立法等の措置）

1. 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害、それら障害を克服するためにとられた措置

（1）第3次男女共同参画基本計画の策定

22. 政府は、1999年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、国民それぞれの責務を明らかにしている。日本国憲法第14条においては、すべて国民は法の下に平等であつて、性別により差別されない旨を規定している。その上で、男女共同参画社会基本法は、「男女共同参画社会の形成は」、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」を「旨として行わなければならない」とあり、差別の意図の有無に関わらず、その行為の受け手に着目し、「差別的取扱いを受けない」ことが必要であることを規定している。

23. また、同法は、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。これを受け、2010年12月、政府は第3次基本計画を閣議決定した。同計画の策定過程においては、国民各層に幅広く呼びかけて意見・要望を聞き、女性団体、個人などから寄せられた多数の意見等を可能な限り反映するよう努力した。また、第6回報告最終見解を踏まえて議論を進め、策定した。

24. 同計画は、15の重点分野（※）を掲げ、それぞれについて2020年までを見通した長期的な施策の方向性と、2015年度末までに実施する具体的な施策を盛り込んでいる。また、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を挙げ、各重点分野において、期限及び目標を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。成果目標は、2005年に閣議決定した「男女共同参画基本計画（第2次）」（42項目）の2倍近い82項目（延べ109項目）を設定した。政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、政府は積極的に働きかけることとした。なお、統計情報等については、可能な限り、性別データを把握することを盛り込んでおり、各府省において対応を進めている。

(※) 15の重点分野 (★は新設)

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③ 男性、子どもにとっての男女共同参画★
- ④ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤ 男女の仕事と生活の調和
- ⑥ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ⑦ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★
- ⑧ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★
- ⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩ 生涯を通じた女性の健康支援
- ⑪ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑫ 科学技術・学術分野における男女共同参画★
- ⑬ メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑭ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★
- ⑮ 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

25. 政府においては、国内本部機構を強化するとともに、地方公共団体、民間団体等と有機的に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むよう推進体制の強化を図っている。第3次基本計画においては、「第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化」を定めており、これを踏まえ、2011年2月に監視機能の強化を図るため、男女共同参画会議は監視専門調査会を設置した。

(2) 主な法律の制定・改正

26. 主な法律の制定・改正は以下のとおりである。

①第2条関連

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 (2007.7.11及び2013.7.3公布)
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (2013.7.3公布)
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (2008.6.18公布)

②第3条関連

- ・障害者基本法の一部を改正する法律 (2011.8.5 公布)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013.6.26 公布)
- ・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (2011.6.22公布)

③第10条関係

- ・教育基本法の改正 (2006.12.22公布)

④第11条関係

- ・子ども・子育て支援法 (2012.8.22 公布)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律 (2007.6.1公布)
- ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律 (2012.8.22公布)
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 (2009.7.1 公布)
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律 (2008.12.3 公布)

- ・国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（2009. 11. 30 公布）
- ・国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（2010. 12. 3 公布）
- ・国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（2013. 11. 22 公布）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（2012. 4. 6 公布）

⑤第13条関係

- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（2012. 9. 14公布）

⑥第16条関係

- ・民法の一部を改正する法律（2013. 12. 11 公布）
- ・民法等の一部を改正する法律（2011. 6. 3 公布）
- ・児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（2007. 6. 1 公布）
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（2008. 12. 3公布）

（３）地方公共団体における施策

27. 都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画については第6回報告パラグラフ33及び34参照。2012年4月現在、すべての都道府県が男女共同参画に関する計画を策定しており、市町村についてはその割合は70.3%である。

28. 公私立の女性センター・男女共同参画センター等における取組等については第6回報告パラグラフ35参照。

（４）男女共同参画会議による監視

29. 男女共同参画会議監視専門調査会は、2011年5月及び2012年9月、女子差別撤廃委員会から報告を求められていた選択的夫婦別氏制度等の民法改正等についてのフォローアップを行った。さらに、2013年4月の男女共同参画会議の決定を受けて、同年5月から第6回報告最終見解への対応に係る取組状況の監視を開始し、2013年11月監視専門調査会意見を取りまとめた。

30. また、同調査会は、第3次基本計画において「今後取り組むべき喫緊の課題」とされている「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する施策の実施状況について監視を行い、その結果を意見として取りまとめ、2012年8月、男女共同参画会議に報告した。また、「防災・復興における男女共同参画の推進」について監視を行い、2012年12月、その結果を意見として取りまとめた。

31. 同調査会の前身である男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会は、2006年10月に「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果について」を、2007年3月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を、2008年6月に「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」を、2009年11月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女共同参画に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめた。以上の各報告書は、男女共同参画会議に報告され、それらに基づき、同会議において、政府に求める取組についての意見決定がされている。

2. 差別に対する法的救済手段の有無とその効果

（１）苦情処理等に対する措置

３２．内閣府は、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情処理情報等を把握し、毎年、男女共同参画会議監視専門調査会へ報告している。また、苦情の処理に従事する者を対象にした研修を実施するとともに、苦情処理ガイドブックの作成、配布、内閣府ウェブサイトへの掲載を行っている。

（２）人権侵害に対する支援サービス

ア）法務省の人権擁護機関によるサービスの提供

３３．法務省の人権擁護機関は、常設又は特設の人権相談所開設のほか、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、相談を受け付けており、同電話からの相談の担当者については、女性の相談者が利用しやすいよう、可能な限り女性の人権擁護委員や、法務局の職員を配置することに努めている。また、上記の相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図っている。

３４．なお、政府は、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案を、２０１２年１１月、第１８１回国会に提出したが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである。

イ）日本司法支援センターによる支援サービスの提供

３５．第６回報告パラグラフ４５参照。

（３）司法分野関係者に対する研修

３６．検察官に対しては、経験年数等に応じた各種研修において、「国際人権関係条約」、「児童及び女性に対する配慮」、「男女共同参画」等をテーマとした講義を実施するとともに、日常の業務の中でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて個々の検察官に対し指導を行っている。裁判官に対しては、各種研修・研究会において、継続的に国際的な人権問題や女性の人権等の人権問題、セクシュアル・ハラスメントの防止、配偶者からの暴力等に関する講演等を実施しており、今後も、このような取組に努めていくものと承知している。

３．女性に対する暴力に関する情報

３７．女性に対する暴力の取組の概要については第６回報告パラグラフ４８参照。

（１）配偶者等からの暴力への取組

ア）現状

３８．配偶者（内縁関係を含む。）からの暴力検挙状況及び警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応状況については、統計資料１５及び１６参照。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が４，５３１件（前年比１，２４０件増加）、住所等を知られないようにするための措置が９，４７５件（前年比１，０５３件増加）となっている。

イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

39. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）については、2007年7月に、保護命令制度の拡充、市町村の役割の強化等を内容とする改正が行われた。また、2013年7月に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、同法の対象とする改正が行われ、2014年1月から施行した。

40. また、配偶者暴力防止法に基づき、主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を策定した。この方針は、同法に規定する個々の事項ごとに、制度の概要と施策の実施に当たっての考え方等を記述しており、都道府県が策定する基本計画の指針となるべきものであり、2007年7月及び2013年7月の法改正に伴い改正した。

ウ) 配偶者暴力相談支援センター等の取組

41. 全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づき、2014年1月1日現在、237か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

42. また、婦人相談所（全国49か所：2013年4月1日現在）及び婦人相談員への来所による相談については、統計資料18参照。「夫等の暴力」が27,453件と相談件数の34.1%を占め、相談主訴の第1位となっている（2011年度）。配偶者等からの暴力被害女性に対する婦人相談所の取組として、平日相談に限らず休日・夜間の相談への対応、被害女性の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施など、婦人相談所の機能強化を図るとともに、被害女性に同伴児等がいる場合は、母子生活支援施設等への入所など、被害女性の実情に応じた支援を行っている。また、被害女性の保護の充実を図るため、社会福祉施設や一定の基準を満たした民間シェルターに、婦人相談所の一時保護を委託する制度を創設したほか、婦人相談所一時保護施設において、同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置した場合、経費の助成を行っている。

43. 配偶者からの暴力被害者支援情報の提供については、第6回報告パラグラフ402参照。内閣府は、2008年度から2010年度まで実施した「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」の結果を踏まえ、2011年度において「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布した。

44. 「パープルダイヤル性暴力・DV相談電話ー」については、本条3.（7）で記述した。

45. 一般社団法人 社会的包摂サポートセンターは、厚生労働省の補助金を受けて、一般的な生活上の悩みを始め、生活困窮者、配偶者等からの暴力被害者などの相談先として、24時間365日無料の相談窓口（よりそいホットライン）を設置しており、日本語のほか、7か国語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、スペイン語及びポルトガル語）での対応を行っている。

エ) 警察の取組

46. 警察は、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつ

れに起因する暴力的事案につき、被害拡大の防止が重要であるとの観点から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）や配偶者暴力防止法、その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙等のほか、ビデオカメラの設置等による被害者と親族の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。

47. 2013年2月から新たな取組として、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の被害者が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察が執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。さらに、同年12月から、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、危険性判定を行う「危険性判断チェック票」等を活用し、その判定結果を警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料とすることとした。

48. また、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、相談等の内容や被害者等からの要望等に応じて女性警察職員による対応が必要とされる場合に備え、女性警察官等の体制及び教養を充実させることにより、夜間・休日を含めて対応可能な体制の整備を推進している。さらに、加害者について、被害者の意思を踏まえ検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講じている。被害者に対しては、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置についての指導及び助言を行っている。また、被害者の保護等につき関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めている。

オ) 人権擁護機関の取組

49. 法務省の人権擁護機関は、配偶者等からの暴力を含む虐待をテーマとした啓発ビデオ等を作成、配布の上、貸し出しを行っているほか、女性の人権の擁護を訴えるため、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、各種啓発活動を行っている。また、人権相談所や専用相談電話「女性の人権ホットライン」のほか、ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を設けて、女性の人権に関するあらゆる相談に応じ、被害者の救済に取り組んでいる。被害者の保護、救済については第6回報告パラグラフ407参照。

カ) 日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務に係る取組

50. 日本司法支援センターは、配偶者暴力防止法の趣旨に基づき設置された協議会等、相互に連携を図るべき関係機関・団体等を適切に把握した上で、これらの関係機関・団体との更なる有機的な連携・協力関係の確立を促進している。

キ) 職務関係者への研修

51. 内閣府は、全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象としたワークショップを実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化等を図っている。また、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材を作成し、全国の教育機関等の関係機関に配布した。また、同教材を用いて効果的な指導を行うため、女性に対する暴力の予防啓発指導者のための研修を実施している。

５２．警察は、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の対策を担当する者を対象とした研修を実施しているほか、全職員を対象に、この種事案への対応要領等についての指導を行っている。

５３．裁判所は、各地方公共団体におけるその職員を対象とした研修会や各都道府県警察におけるストーカー・配偶者暴力事案担当部署で業務に従事している警察官等を対象とした研修会等へ講師を派遣・推薦するなどしている。

５４．厚生労働省は、婦人相談所職員等に対して、配偶者等からの暴力被害者支援に係る研修を実施している。また、各都道府県が実施する婦人相談所職員等に対する専門研修について、費用の一部を補助している。

ク) 配偶者からの暴力の被害者である外国人女性の在留資格に係る取扱い

５５．第６回報告パラグラフ４０９参照。出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）上、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者としての在留資格を有する外国人が、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して６月以上行わないで在留している」場合や、我が国に中長期間在留する外国人（「３月」以下の在留期間を決定された者や、特別永住者等を除く。）が、新規に本邦に上陸した日、在留資格変更許可等により中長期在留者となった日又は届け出た住居地を退去した日から、９０日以内に住居地を届け出ない場合には、当該活動を行わないこと又は住居地の届出をしないことについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格取消しの対象となるところ、配偶者からの暴力を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合は、「正当な理由」に該当するとして、在留資格の取消しを行わないこととしている。

（２）ストーカー行為への取組

ア) 現状

５６．ストーカー規制法に基づく対応状況については、統計資料１９参照。ストーカー被害者の９０．３％が女性で、行為者の８６．９％が男性となっている。また、援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が１，８８４件（前年比３１０件増加）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが７０４件（前年比１６９件増加）となっている。

イ) ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正

５７．２０１３年７月ストーカー規制法が改正された。主な改正点は、①電子メールの連続送信行為の規制、②禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大、③禁止命令等の申出制度の新設、④警告及び申出による禁止命令等に係る通知制度の新設、⑤婦人相談所等における被害者等の支援措置等である。

ウ) 警察の取組

５８．本条３．（１）で記述した。

（３）性犯罪への対策の推進（強姦、強制わいせつ）

ア) 強姦・強制わいせつ

５９．強姦及び強制わいせつの認知件数等については、統計資料２０参照。２０１３年の

件数は、２００５年と比べそれぞれ減少している。

６０．警察における取組については、第６回報告書パラグラフ５２参照。

６１．男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会における調査検討については、本条３．（７）で記述した。

イ）性犯罪被害者等の支援

６２．内閣府は、性犯罪被害者等の支援のため、複数の地方公共団体と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するための取組を行っている。

６３．内閣府は、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を実施している。

ウ）犯罪被害者に対するカウンセリングの推進

６４．警察は、カウンセリング技能を有する警察職員の活用に加え、精神科医やカウンセラー、被害者支援団体等との連携によるカウンセリング委嘱制度を運用するなど犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施している。

エ）性犯罪者に対する取組

６５．刑事施設においては、性犯罪者に対して、性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、再犯に至らないための具体的な方法を習得させることを目的とした「性犯罪再犯防止指導」を実施している。

６６．保護観察所においても、性犯罪者に対して専門的処遇を実施している。なお、刑事施設において「性犯罪再犯防止指導」を実施した者については、刑事施設から情報を引き継いで一貫性のある指導を行っている。

オ）法務省における検討

６７．性犯罪の非親告罪化等について、第３次基本計画において「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」等とされ、２０１５年度末までに法務省において検討することとされており、これを踏まえ、強姦罪等の性犯罪に関する諸外国の法制度や我が国における処罰の現状等を調査するなどの検討を行っている。

（４）セクシュアル・ハラスメントの防止

ア）職場一般における防止

６８．雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付けており、同法に基づき定めた指針において、事業主は、①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備、③職場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応、④①から③までの措置と併せて講ずべき措置を講じなければならないこととしている。また、事業主がこれらの義務に関し厚生労働大臣の勧告にも従わない場合、企業名を公表することとしている。

69. さらに、男女雇用機会均等法改正法附則等を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会で、今後の男女雇用機会均等対策について検討を行い、2013年9月に報告を取りまとめ、セクシュアル・ハラスメント対策について定めている現行の指針を見直し、①セクシュアル・ハラスメントの方針の明確化及びその周知・啓発に当たっては、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景を含めて周知することが肝要であることとしているが、その原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあることを明記すること、②相談対応に当たっては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防止する観点から、相談の対象としてセクシュアル・ハラスメントの発生のおそれがある場合やセクシュアル・ハラスメントに該当するか否か微妙な場合も幅広く含めることとしているが、その対象には、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアル・ハラスメントが生じるおそれがある場合が含まれることを明記すること、③事後対応について、行為者に対する措置と被害者に対する措置とに分けて整理し、被害者に対する措置の例に「管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者へのメンタルヘルス不調への相談対応」を追加すること、④セクシュアル・ハラスメントには同性に対するものも含まれることを明記すること、が適当であるとしたところである。厚生労働省は、今回の報告を受け、2013年12月に指針を改正した。今後とも、法の履行確保に努めることとしている。

70. 厚生労働省の地方支分部局である各都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）に寄せられた男女雇用機会均等法に係る相談件数の推移については、統計資料21を参照。毎年20,000件程度の相談があるが、その半数程度はセクシュアル・ハラスメントに関する相談である。

71. 厚生労働省は、男女雇用機会均等法及び指針の周知徹底を図るとともに、事業主がセクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない場合には是正指導を行っている。また、同業種事業所でセクシュアル・ハラスメント事案が複数発生している場合や小規模事業主を指導対象とする場合等、業種別、規模別に集団指導を行うことが効率的・効果的であると考えられる場合は、関係業種団体等の協力を求め、当該団体の会議の場等を活用し、セクシュアル・ハラスメントが未然に防止されるよう集団指導を行っている。さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を受けた労働者からの相談に対しては、雇用均等室に配置した、専門的知識・経験を持った雇用均等指導員も活用しながら、適切に相談対応を行っている。

72. なお、セクシュアル・ハラスメントによって精神障害を発病した時には、労災補償の対象となる場合があることについて、医療機関や労使団体にリーフレットを配布することなどにより周知を図るとともに、臨床心理士等の資格を持った担当者が労災請求に関する相談に応じるなど、精神障害を発病した労働者が相談しやすい環境の整備を行っている。

イ) 公務職場における防止

73. 国家公務員については、国家公務員のセクシュアル・ハラスメントの防止等を規定した人事院規則10-10（1999年4月1日施行）等に基づき、各府省は、部内規程の制定、苦情相談体制の整備、所属職員への研修等の取組を行っている。

74. 人事院は、各府省の職員のセクシュアル・ハラスメント防止への意識啓発を図るた

め、毎年12月4日から12月10日までを「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間に合わせて国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム及び講演会の開催等を行うとともに、監督者や新規採用者向けに、セクシュアル・ハラスメントの防止等のパンフレットをそれぞれ作成し各府省に配布している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談員を対象とした研修を開催している。さらに、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、これまで各府省に提供をしてきた新規採用者用及び管理者用の研修のカリキュラム例に加え、2009年度には、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」を開発し、各府省の人事担当者等を対象として実施している。

ウ) 教育の場における防止

75. 文部科学省の取組については第6回報告パラグラフ68参照。

76. 現在、多くの国立大学法人は、セクシュアル・ハラスメントに対する相談体制の整備等の自主的な取組を積極的に行っている。公私立大学に対しても、セクシュアル・ハラスメント防止に積極的に取り組むよう促している。

77. 公立学校における取組については第6回報告パラグラフ70参照。

(5) 性・暴力情報からの青少年の保護

78. 第3次基本計画においては、メディアにおける性・暴力表現への対応として、広報啓発の推進、流通防止対策の推進等、調査研究等に関する具体的施策を盛り込んでおり、関係府省において取組を進めている。

ア) 第二次児童ポルノ排除総合対策の策定

79. 政府は、児童ポルノを排除するための総合的な対策として、2013年5月、現行法を前提に、政府として早急に行うべく施策を取りまとめた「第二次児童ポルノ排除総合対策」を犯罪対策閣僚会議において決定した。これに基づき、国民、事業者、関係団体等と連携の下、各府省庁において施策を推進している。

イ) 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画（第2次）、条例の制定

80. 2008年に制定された青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、政府は2012年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」を決定し、青少年がインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する、性・暴力情報などの有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等に取り組んでいる。

81. 青少年の保護育成に関する条例の制定については、第6回報告パラグラフ72参照。

ウ) 違法・有害情報対策

(i) 警察の取組

82. 警察は、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）を運用しており、被疑者の検挙や違法情報・有害

情報の削除に結び付くなど、その取組は一定の成果を上げている。また、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについても、IHCが、2007年3月に各国のホットライン相互間の連絡組織として設置されたINHOPEに加盟し、INHOPE加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなど、INHOPE加盟団体との連携による取組を推進している。

83. インターネットを利用した児童ポルノ事犯の取締りを強化しており、IHCからの通報やサイバートロール等を通じた児童ポルノ事犯の情報収集に努めている。また、プロバイダによる児童ポルノの閲覧防止措置（ブロッキング）についてアドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなど、関係機関・団体等と連携し、ブロッキングの実効性を高める取組を推進している。

84. また、児童にもスマートフォンが急速に普及していること等を背景として、出会い系サイトやコミュニティサイト等に起因する児童買春等の犯罪被害やトラブルが絶えないことを踏まえ、学校等と連携し、インターネット利用上の注意点について周知を図るとともに、アプリの起動等を制限する機能制限アプリ及びフィルタリングの普及を促進し、保護者に対する広報啓発を推進している。さらに、事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入や、事業者の規模、態様及び取組状況に応じたミニメールの内容確認に関する支援等の取組を推進している。

85. そのほか、情報セキュリティに関する国民の知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会等の機会を利用した情報セキュリティ・アドバイザーによる講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報啓発用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

86. また、性風俗に関する営業等の少年への有害な影響を排除するため、繁華街・歓楽街等における児童に売春等を組織的に強要する悪質な事犯や、少年の性を売り物とする営業等の実態把握に努めるとともに取締りの徹底を図っている。さらに、関係機関・団体等と協力して、ピンクビラ等の違法・有害な広告物の撤去活動を実施している。

（ii）総務省の取組

87. インターネット上における違法・有害情報への対策について、プロバイダ等による自主的措置及びこれを効果的に支援する方策等について検討を行い、2006年8月に最終報告書を公表した。これを受け、電気通信事業者4団体において、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定、公表した。さらに、2009年から、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で違法・有害情報相談センターを設置して、関係者等からインターネット環境における違法・有害情報及び安心・安全に関わる相談や疑問などを受け付け、書き込みへの対応や削除方法、その他のトラブルに関するアドバイスや関連の情報提供等を行っている。

88. また、業界団体によるガイドライン等の策定に協力し、プロバイダ等による児童ポルノ等の女子差別につながる違法・有害情報の削除及び発信者への警告、利用停止などの自主的対応を支援するとともに、ガイドライン等の運用状況を必要に応じて把握し、適切

な運用の確保に努めている。

89. インターネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止策であるブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配慮しつつ、ISP等の関連事業者がブロッキングを自主的に導入するに当たってその実効性の向上が可能となるよう、実証実験を実施し、自主的導入の促進を行っている。

(iii) 経済産業省の取組

90. また、経済産業省は、インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、ゲーム機などの新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況などの継続的な調査や、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施している。

(iv) 文部科学省の取組

91. 文部科学省は、インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、以下のような啓発・教育活動等を行っている。

①公益社団法人日本PTA全国協議会が実施した「子どもとメディアに関する意識調査」に対する協力。

②学校・家庭・地域が連携して、青少年・保護者等に対し、情報モラル教育等の地域における有害情報対策を推進。

③有識者、地方自治体、学校関係団体、通信関係団体等が各自の有害情報対策等の取組の成果等を発表し、それぞれの取組を連携させるための方法等を検討。(2006年度以降)

④青少年がインターネットを利用する際の留意点、トラブル・犯罪被害の例、対応方法等についての啓発リーフレットの作成・配布。(2008年度以降)

⑤インターネット上のマナー等を周知するため、有識者等によるキャラバン隊を結成し、保護者等を対象に、全国各地で学習・参加型のシンポジウムを実施。(2011年度以降)

⑥スマートフォン等の新たな通信機器への対応方法等を青少年が自ら研修し、その成果を発信するワークショップを展開。(2012年度以降)

(6) 売買春に対する取組

92. 第6条2. で記述した。

(7) 暴力の根絶に向けた活動

ア) 国内本部機構における検討

(i) 女性に対する暴力に関する専門調査会

93. 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会は、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて調査検討を行うことを目的としている。同調査会は、2007年3月に、配偶者暴力防止法の施行状況等について、議論した結果を取りまとめ、公表した。また、内閣府が2011年2月から3月までの間、「パープルダイヤラー性暴力・DV相談電話ー」を開設し、緊急かつ集中的に相談対応を実施した結果を中心として、2011年6月に、女性に対する暴力を根絶するための課題と対策を取りまとめた。さらに、2012年7月に、性犯罪への対策の推進に関し、強姦罪の見直しによる性犯罪への厳正な対処、被害者への支援・配慮につ

いては特に重点的な調査検討を経て取りまとめを行い、8月、男女共同参画会議は、これを踏まえた取組を政府に求めることを決定した。

(ii) 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議

94. 第6回報告パラグラフ87参照。

イ) 社会啓発

95. 第6回報告パラグラフ88参照。

ウ) 調査研究

96. 内閣府は、国内における男女間における暴力の実態を把握するため、2011年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施した。

4. 慰安婦問題に対する、日本政府の立場及びこれまでの取組

97. 本条約は、我が国が本条約を締結（1985年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが我が国の基本的な考えである。その上で、2009年7月第44会期女子差別撤廃委員会の審議及び第6回報告最終見解の中で慰安婦問題について言及されている点に関し、あえて、貴委員会への参考として、我が国の取組について述べることにする。

98. 日本は、先の大戦に至る一時期、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。これまで、日本政府は、こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを累次表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を繰り返し表明してきた。

99. 慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。この点についての思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない。

100. 一方、慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきているところであって、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。

101. それでもなお、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のお詫びと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」を設立した。具体的には、AWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦（各国政府によっ

て認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々）に対し、償い金（一人当たり200万円）をお渡しした。また、AWFは上記のそれぞれの国において、医療・福祉支援事業も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWFの事業に必要な資金として総額約48億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業（総額約11億2,200万円）や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行ってきた。さらに、償い金が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、政府を代表して、自筆の署名を付した謝罪と反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った。AWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月に解散したが、現在も、AWFのフォローアップ事業を行っている。

102. これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。

5. マイノリティ女性について

103. 第6回報告最終見解において指摘された「マイノリティ女性」の地位については、第6回報告パラグラフ98参照。

104. 第3次基本計画においては、人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があるとした施策の基本的方向の下で、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進めるとともに、男女共同参画の視点に立つて、必要な取組を進めるとしている。関係府省は、出自や国籍を限定した特別の施策の枠組を設けるのではなく、人権擁護、教育、雇用、保健、暴力防止等の一般的な施策の枠組の中で個々の状況・問題に応じて対応することを基本として、以下のとおり取組を行っている。

105. 男女共同参画会議監視専門調査会は、2013年11月監視専門調査会意見において、いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検討する際は、当事者が会議等の議論に参画できるよう努めるとともに、代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要があるとした。

106. 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取組については第6回報告パラグラフ99参照。

107. 法務省の人権擁護機関は、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」や「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、あらゆる差別は許されないと観点から各種啓発活動を行っている。

108. アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、2010年1月から、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議を開催している。この会議には、女性を含む複数のアイヌの代表が参画している。

109. アイヌ政策推進会議に置かれている「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会では、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査した。調査結果によると、北海道外及び北海道内のアイヌの人々の生活実態は近似しているが、一般国民と比較すると、生活、教育等の面でなお格差が存在することが明らかとなった。同作業部会は、2011年6月に検討結果を取りまとめ、アイヌ政策推進会議に報告した。その後、2011年8月に、新たに政策推進作業部会を設置し、「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開等について検討を行っている。政策推進作業部会の構成員には、女性を含む複数のアイヌの代表が参画している。

110. 関連する資料については、統計資料22から24まで参照。

6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置

111. 我が国は、本条約、第6回報告、第6回報告最終見解、第6回報告最終見解に対する日本政府コメント及びそれに対する女子差別撤廃委員会の見解並びに第6回報告最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供及びにそれに対する女子差別撤廃委員会の見解（いずれも英文及び日本語仮訳）を外務省及び内閣府ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。

112. また、内閣府は、第6回報告最終見解について、報告会、刊行物等を通じ、一般国民に対する周知に努めるとともに、衆議院及び参議院並びに裁判所に対しても、文書により通知し、その周知及び第6回報告最終見解を踏まえた取組等を依頼した。また、第6回報告最終見解に対する日本政府コメント等の提出に際しては、関係する国会議員に対し報告書を配布するなどの取組を実施した。なお、本条約等の普及については、本条約採択30周年を記念したポスター作成、記念行事開催等、女子差別撤廃委員会委員による講演会の開催、本条約をわかりやすく解説した広報映像DVDの制作、都道府県等への配布、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）バチエレ事務局長による講演会の開催等の取組を行った。なお、我が国における本条約の周知度は約35%であり、前回報告書作成時（2004年、32%）とほぼ同水準となっており、その普及に向けた取組を一層推進していく必要がある。また、本報告の作成に当たっての国民への意見募集等の取組については、第1部で記述した。

7. 女子差別撤廃条約選択議定書

113. 女子差別撤廃条約選択議定書が定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、政府部内で検討を行っている。この関連で、2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めている。

く。

8. 防災・復興における対応

114. 第3次基本計画においては、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重点分野の一つと位置付け、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立することとしている。これを踏まえて、2011年3月の東日本大震災発生後、政府では以下の対応を行った。

（1）東日本大震災後の防災（体制）の強化

ア）防災基本計画の修正等

115. 内閣府は、東日本大震災後、「防災基本計画」を3度修正し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めることや、物資の調達、供給活動に際し、男女のニーズに配慮することなどを明記した。

イ）「男女共同参画の視点からの防災・取組指針」の策定

116. 内閣府は、2013年5月に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、地方公共団体や関係機関等との共有を図っている。

ウ）地方防災会議委員への女性の登用促進

117. 地方防災会議については、2012年6月に災害対策基本法を改正し、都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定を盛り込んだ。2011年には、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合は3.5%だったが、2012年4月には4.6%、2013年4月には10.7%と、上昇傾向にある。女性委員が1人も任命されていない都道府県防災会議は、2011年には47都道府県中12都府県あったが、2012年には6都県に減少し、2013年にはゼロとなっている。

（2）被災地における対応

118. 内閣府は、政府の緊急災害現地対策本部（宮城県）に男女共同参画局職員を派遣し、現地情報の収集、男女共同参画センター、NPO等との連携を実施した（2011年3月から同年7月まで延べ15人（女性8人、男性7人））。また、発災直後から、避難所等での生活に関し、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう関係機関に取組を依頼した。さらに、2011年度から、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体及び民間団体等と協働し、全国の相談員の協力を得て、電話や面接等により、東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を実施している。

119. 警察は、被災地の避難所等で避難している被災者に対する相談受理や防犯指導等を通じて被災者の生活の安全・安心を確保するために特別派遣部隊を派遣した。特別派遣部隊は全国都道府県警察から、延べ165日間にわたり、合計754人（うち女性492人）の職員が岩手県・宮城県・福島県の被災3県に派遣された。

120. 復興庁は、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援して

いる事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

121. 防衛省は、特に女性被災者の配慮という観点から、女性が必要とする救援物資の要望をきめ細かく聞き取り、適切に届けるなどの業務や被災した会社の女子寮の搜索、入浴支援等に幅広く女性自衛官を派遣した。

122. 女性消防団員が発災直後の住民の避難支援や地域の警戒活動、避難所の支援活動など、様々な活動に従事するとともに、女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織）は、避難所における炊き出し支援、支援物資の配布、安否情報の確認など、様々な活動に従事した。

第3条（女子の能力開発・向上の確保）

1. 女性の活躍推進に向けた取組

（1）日本再興戦略の策定

123. 「日本再興戦略」については、第1部で記述した。

（2）女性起業家等への支援

ア）女性向け創業塾等の実施

124. 経済産業省は、2010年度まで、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を修得させる30時間程度の短期集中研修「創業塾」を実施した。この中で女性向け創業塾も実施しており、2006年度から2010年度までの5年間で、全国162か所で実施し、4,952人が受講した。

イ）融資に対する優遇制度

125. 経済産業省は、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）を通じて、女性起業家等に対する低利貸付制度を実施している。また、ビジネスプランの審査により無担保・無保証人で創業者に対し融資を実施している。その中で特に女性起業家に対しては、2003年2月から低利貸付制度を実施するとともに、2004年4月から数回にわたって融資限度額を拡充し、利用しやすい制度の実施に努めている。

ウ）起業・創業補助制度

126. 2012年度より新たに起業・創業や第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する）を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援している。

エ）農業分野における施策

127. 第14条で記述した。

2. 障害を持つ女性のための施策

（1）障害者基本計画の着実な推進

128. 「国連障害者の十年」を契機に国内行動計画として1982年に策定した「障害者対策に関する長期計画」以降、総合的かつ計画的に施策を推進している。現在は、「障害者基本計画」（第三次。2013年閣議決定）に沿って、具体的な数値目標を明示し、政府一体となって取り組んでいる。なお、2011年に障害者基本法を改正し、女性障害者を念頭に「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別に応じて策定及び実施されなければならない」旨を施策の基本方針に追加したところであり、これらを踏まえ、障害者基本計画において、障害者施策の各分野に共通する横断的視点として、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施すること、特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する旨を盛り込んだ。

（２）障害者差別解消のための施策の推進

129. 2011年の障害者基本法改正では、差別の禁止に関連し、障害者権利条約に規定する合理的配慮の理念を盛り込んだ条文を追加した。2013年6月にはこれを具体化させた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立したところであり、同法においては、性別等に応じて合理的配慮を提供することとしている。

（３）障害者権利条約の批准に向けた取組

130. 2013年12月、我が国による障害者権利条約の締結が国会にて承認された。我が国は、これに先立ち、国内の障害者制度の集中的な改革を行った。その中で、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定、障害者総合支援法の制定、障害者優先調達推進法の制定、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正などを行った。

3. 高齢者女性のための施策

131. 第6回報告パラグラフ110参照。

132. 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会は、2008年6月に、高齢者の自立支援の推進に当たっては、男女それぞれの状況の違いや高齢社会の動向を踏まえ、「自立と共生」の理念に基づいて進めていくことが重要であるとした「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめた。この報告書に基づき、男女共同参画会議は、政府に求める取組についての意見決定を行った。

133. 第3次基本計画においては、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立に繋げるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めることとしている。

134. また、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、2012年9月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

（１）介護保険制度

135. 第6回報告パラグラフ112参照。

136. 2013年3月における要介護・要支援認定者数は、男性が176万人、女性が

395万人となっており、女性が約7割を占めている。

137. 介護保険制度の施行後、2000年の制度創設からこれまでの施行状況を見ると、サービス利用者がスタート時の2倍を超え、また世論調査においても概ね肯定的な評価を得るなど、高齢期の国民生活を支える制度として着実に定着してきている。また、2011年6月には、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、2012年4月から施行した。

4. 外国人女性のための施策

(1) 第3次男女共同参画基本計画を踏まえた取組

138. 第3次基本計画においては、外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれていることを踏まえ、その状況に応じた支援を進めることとしている。関係府省は、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進めている。

139. 厚生労働省は、外国人の就労支援・安定雇用確保に取り組むとともに、外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況届出制度の厳格な履行、及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（2007年8月厚生労働省告示）に基づく就労の適正化を推進している。また、ホットラインによる相談については、第2条3. で記述した。

140. 文部科学省は、外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について全体的に把握し、実態を踏まえた支援を行っている。

141. 法務省は、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設し、外国人からの相談に応じている。

142. 関係府省は、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策の取組を進めている。その内容については、第6条で記述した。

143. 内閣府は、2013年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、多様な言語による情報提供や相談体制の整備をはじめとして、外国人等の避難者に対する配慮についても明記している。

(2) 移住労働者権利条約の批准に向けた取組状況

144. 移住労働者権利条約について、我が国は、女性を含む全ての移住労働者及びその家族の権利保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解している。一方、同条約は移住労働者に対して、我が国国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容があることを含め、平等原則、我が国の国内諸制度等の観点から多くの問題があるため、慎重な検討を行っているところである。

第4条（特別措置）

1. 国の政策・方針決定過程への女性の参画

145. 第6回報告パラグラフ116参照。第3次基本計画においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げるとともに、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を挙げ、各重点分野において、期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。

（1）国の審議会等委員への女性の登用

146. 国の審議会等における女性委員の登用の促進に係る男女共同参画推進本部決定に基づく取組状況については、第6回報告パラグラフ117及び118参照。

147. 第3次基本計画においては、2020年までに、国の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上60%以下、国の審議会等専門委員等に占める女性の割合を30%とする目標を設定した。現在、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めている。

（2）国家公務員への女性の採用・登用

148. 女性国家公務員の採用・登用の拡大等に係る男女共同参画推進本部決定に基づく取組状況については、第6回報告パラグラフ119及び120参照。

149. 第3次基本計画においては、2015年度末までに、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度などとする目標を設定した。

150. 2012年12月には、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会において、国家公務員の採用の場面では、第3次基本計画の目標に近づいていることから、法令でクオータ制の実施を義務付けることは難しいものの、登用の場面では、管理職に占める女性の割合が低く、現行のポジティブ・アクションであるゴール・アンド・タイムテーブル方式をより強化する必要があるとの議論をとりまとめた。これを受け、2013年4月、男女共同参画会議は、女性国家公務員の活躍の促進等の取組を政府に求めた。

151. 「日本再興戦略」においても、「隗より始めよ」の観点から、公務員における女性の採用・登用の拡大等の取組の促進を行うこととしている。そこで、2013年以降、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各府省大臣に対し、各府省における現状値を示し、女性国家公務員の採用・登用などを促進するよう要請を行っており、引き続き取組を進めていく。

152. 人事院は、第3次基本計画を踏まえて、2011年1月に「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定を行った。改定した指針においては、各府省全体及び部局等の適切な区分ごとの目標、目標達成に向けての具体的な取組等を定めること、人事評価の活用等による人材の育成や活用を図ること、登用を阻害する要因や転勤自体の必要性の見直し、キャリアパスの多様化等についての検討を行うこと、職員への職務経験の付与に当たっては適切な指導や育成を、付与後においては必要な支援を行うことなどを定

めた。各府省は、改定した指針に基づき、女性国家公務員の採用・登用に取り組んでいる。また、改定した指針に基づき、各府省と連携し、女性国家公務員との意見交換会を主とした「女性のための国家公務員セミナー」や女性行政官が重要な政策課題、公務の魅力や勤務の実態を講演する「女性のためのトークライブ」などを開催し、積極的に募集・啓発活動を行っている。

153. 一般職国家公務員の採用・登用の状況については、統計資料27及び28参照。国家公務員全体に占める女性の数と割合は、ここ数年横ばい状況となっているが、国家公務員の管理職に占める女性の数と割合は増加傾向にある。

2. 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 地方公共団体の審議会等委員への女性の登用に関する協力要請

154. 都道府県・政令指定都市では、審議会等委員への女性の参画目標値や目標期限を定め、その促進に努めている。都道府県及び政令指定都市について、法令又は条例により設置されている審議会等における女性委員の割合は、統計資料29参照。2013年4月1日現在、29.9%と増加している。また、市(区)町村について、法令又は条例により設置されている審議会等における女性委員の割合は、2013年4月1日現在、24.3%となっている。

(2) 地方公務員への女性の採用・登用

155. 政府は、地方公共団体に対し、各省庁人事担当課長会議申合せである「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」や、新たにメンターの導入等が盛り込まれた「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」について周知し、女性地方公務員の採用・登用などの促進を要請するとともに、各地方公共団体の取組について把握し、好事例等について情報提供等を行っている。

156. 地方公務員(一般行政職)全体に占める女性の数と割合は、統計資料30参照。地方公共団体においては、女性の管理職登用目標の設定や女性管理職を対象とした研修を行う等女性の登用の促進に努めており、管理職に占める女性の比率も徐々にではあるが上昇している。

3. 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援

(1) 女性労働者への支援及び企業等における女性の活躍状況の「見える化」

157. 2012年度におけるポジティブ・アクションに取り組んでいる企業割合については、統計資料31を参照。「既に取り組んでいる」企業割合を規模別にみると、規模が大きい企業ほど割合が高くなっている。また、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業におけるその効果の状況については、統計資料32を参照。

158. 雇用の分野におけるポジティブ・アクションについては、男女雇用機会均等法に基づき、女性の採用及び職域拡大、女性の管理職の増加、女性の勤続年数の伸長、職場環境・風土の改善といったポジティブ・アクションに取り組む企業に対して助言や情報提供等の支援を行っている。実質的な男女均等取扱いを実現するためには、ポジティブ・アクションを推進することが不可欠であることから、男女雇用機会均等法が施行された1986年から毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めるための周知活動を行っている。

159. 2012年度から企業に対するポジティブ・アクション取組促進や「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を活用した女性の活躍状況の情報開示の促進のための直接的な働きかけを行っている。2010年7月から、同サイトでは、企業のポジティブ・アクションの取組内容を閲覧・検索できる「ポジティブ・アクション応援サイト」、これからポジティブ・アクションの取組を進めていこうとする企業が自らの企業のメッセージをサイト上に掲載している「女性の活躍推進宣言コーナー」、同産業・同規模企業における自社のポジティブ・アクションの推進状況について自己診断できる「女性の活躍推進状況診断」などを一元化し、ポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行っている。

160. また、1999年度から、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業を公募して「均等・両立推進企業表彰」を実施している。さらに、企業におけるポジティブ・アクションを推進するためには、経営トップの理解を促進することが重要であることから、2001年度より経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催している。2011年度にポジティブ・アクションに取り組む企業や企業で活躍する女性からのメッセージを掲載した「ポジティブ・アクションメッセージ集」を作成するなど、ポジティブ・アクションの推進に向けた活動を行っている。また、2013年10月には、企業におけるポジティブ・アクションを推進するため、「企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム」を開催した。

161. 「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」等による取組については、第11条4. で記述した。また、女性社員の活躍を促進するために有効な方法とされている「メンター制度」及び「ロールモデルとなる人材の育成」を社内に導入し、展開できるよう「メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアル」を作成・普及し、女性労働者が就業を継続していけるような環境作りを支援している。

162. 2013年度から、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業に対する経済的インセンティブとして、中小企業がポジティブ・アクションとして女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」の「女性の活躍推進宣言コーナー」で宣言し、当該数値目標を達成した場合に、中小企業両立支援助成金の加算を行っている。

163. 2012年12月、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、女性の活躍を支援するための事業等の在り方及び公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討といった課題等について、主に法制的な観点から議論を取りまとめた。これを受け、2013年4月、男女共同参画会議は、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進及び企業における女性の活躍状況等の開示の促進等の取組を政府に求め、内閣府は、各府省、地方公共団体、独立行政法人等に対し、公共調達を通じた取組を進めるよう要請している。

164. こうした動きを踏まえ、「日本再興戦略」においては、女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与等として、企業への助成制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実、公共調達を通じた取組、好事例を顕彰する仕組みの拡充を進めるとともに、役員や管理職への登用拡大に向けた働きかけ、登用状況の開示促進（見える化）、

女性人材のデータベース化等を行うこととした。中でも、企業等における女性の活躍状況の「見える化」については、内閣府のウェブサイトにおいて、個別企業における役員、管理職への女性の登用状況やそれらに関する目標、勤続年数、育児休業取得者数、年次有給休暇取得率、残業時間等を公表している。また、内閣府では、上場企業が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書等において、役員、管理職への女性の登用状況等を自主的に開示するよう、企業に対して働きかけている。

（２）大学への協力要請等

165. 第3次基本計画においては「大学の教授等に占める女性の割合」について達成目標を30%に引き上げており、同目標の達成に向けて各大学の自主的な取組を促している。

（３）農業協同組合等における女性の参画の拡大

166. 第3次基本計画においては、「女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する」及び「森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める」こととしている。

（４）国際的に連携した女性のエンパワーメント促進への理解促進

167. 2012年5月男女共同参画推進連携会議に「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを設置し、①チーム内各団体において女性のエンパワーメント原則（WE P s）への理解を促進するため、各々の企業・傘下団体で積極的な取組を行い、②WE P s 署名を国内企業に拡げるため、チームとして、メンバー外の企業・関連団体等への働きかけを行い、署名企業を拡大し、③署名企業におけるWE P s 実行プロセスの現状を整理し、手続が不足する部分等にチームが支援を行い、WE P s の実効性を高める取組を行っている。

第5条（偏見及び慣習等の撤廃）

1. 固定的性別役割分担意識是正のための広報・啓発活動

（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発キャンペーンの強化

ア）第3次男女共同参画基本計画に基づく取組

168. 第6回報告パラグラフ143参照。第3次基本計画においては、男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識であり、このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開することを施策の基本的方向とした。また、具体的施策として本条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正など我が国のメディアの課題について、その内容をメディア及び国民各層に周知徹底することを明記した。

169. 内閣府は、2011年に実施した男性の固定的役割分担意識に関する調査結果に基づき、男女共同参画の意義を男性の視点から訴求するシンポジウムの実施、「男性の地

域活動への参画好事例集」の発行、ウェブサイトを通じた情報提供、地方公共団体の職員を対象とした研修など、男性の意識啓発を実施した。

イ) 男女共同参画推進本部等における取組

170. 男女共同参画週間については第6回報告パラグラフ147参照。内閣府は、同週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、キャッチフレーズの募集、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催、ダウンロードして活用してもらうためのポスター・バナーデザインの作成を始めとした広報・啓発活動を積極的に展開している。また、広報誌「共同参画」の発行や男女共同参画局メールマガジン、Facebook等の活用により、我が国の男女共同参画に関する施策や男女共同参画をめぐる動きなどについて、国民に対し情報を提供している。

ウ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取組

171. 第6回報告パラグラフ149参照。

エ) 法務省の人権擁護機関の取組

172. 法務省の人権擁護機関は、女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的性別役割分担意識を払拭することを目指して、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、各種啓発活動を行っている。

オ) 地方公共団体、NGO等における取組

173. 「男女共同参画フォーラム」及び「男女共同参画宣言都市奨励事業」については第6回報告パラグラフ151参照。「男女共同参画宣言都市奨励事業」は、2012年度までに115の市町村と共催した。

174. 地方公共団体の取組については第6回報告パラグラフ152参照。

175. 内閣府は、広く各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。また、内閣府ウェブサイトの充実や広報誌の発行、政府広報番組の活用等を行うとともに、本条約を紹介するポスターやDVDを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。また、DVDは、広く国民の要望に応じて貸出も行っている。さらに、地方公共団体職員及び男女共同参画センター等の職員を対象とした研修の開催により男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図っている。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた人権教育、男女平等教育の実施

ア) 学校教育

176. 初等中等教育段階においては、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力、男女が協力して家庭を築くことの重要性などについて適切な指導を推進するとともに、学校の教育活動全体を通じた組織的、系統的なキャリア教育を各種施策を通じて推進している。

177. また、高等教育においては、高い職業意識の育成や主体的な職業選択に資するインターンシップを、各種施策を通じて推進している。

178. さらに、独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）は、大学・短期大学、高等専門学校の意思決定組織に所属する教職員等を対象とした男女共同参画に係る研修を実施している。

イ) 社会教育

179. 地域において男女共同参画に関する学習機会を充実させていくため、様々な主体によって行われている女性のキャリア形成や男性の地域活動への参画などの支援策に関する実践的な調査研究を実施し、成果の普及を図っている。また、多様な選択を学ぶ機会となるよう、男性の働き方の見直しや子育てへの参画などに関して学生を対象としたワークショップを実施している。

（３）メディアにおける男女平等の視点の取入れ

180. 第3次基本計画においては、男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てることとしている。さらに、メディア分野における女性の参画の拡大に向け、管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進すること、及びメディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努めることとしている。

181. 内閣府は、男女共同参画推進連携会議（シンポジウムの開催等）や広報誌「共同参画」の企画（トップインタビュー）を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促している。なお、メディアにおける女性職員の割合は増加傾向にあり、これは、メディア分野の政策・方針決定における男女共同参画の推進に資するものと考えている。さらに、国の行政機関が作成する広報物・出版物等は、メディアによる情報発信の基礎情報になるものであるため、これら国の行政機関から発信する情報が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、各種会議、研修等の機会を活用し働きかけを行っている。

（４）世論調査の実施

182. 内閣府は、1972年から「男女共同参画に関する世論調査」を2、3年毎に実施している。その結果については、統計資料33参照。2012年10月の調査では、固定的性別役割分担意識を測る指標である「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、調査開始以来、初めて反対の割合が賛成の割合を下回った。男女別にみると、女性は反対が賛成を上回っているが、男性は依然として賛成の割合が反対より多い。世代別にみると、30～50歳代では反対が賛成を上回っている一方、20歳代及び60歳以上ではその逆となっており、世代により意識が相当程度異なっている。一方で、「一般的に女性が職業をもつことについて、どう考えるか」について、「子どもができて、ずっと職業を続けた方がよい」という回答は一貫して増加している。

2. 家庭生活への男女の共同参画推進のための施策

（１）家庭教育

183. 都市化、核家族化、少子化等による地域のつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てや家庭教育を学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化するとと

もに、児童虐待相談件数の急速な増加などの家庭をめぐる問題が複雑化する中、社会全体での支援の必要性が高まっている。

184. 文部科学省は、2011年度に報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」を取りまとめ、父親の家庭教育に関する学びと、家庭教育への積極的な参画の重要性などを提言している。また、家庭生活への男女共同参画の視点にも配慮した「家庭教育手帳」を作成し、2008年度よりホームページに掲載するなど、広く情報提供しているほか、父親が家庭教育について学ぶ機会の充実を推進するなど、全ての親に対するきめ細やかな家庭教育支援に取り組んでいる。

185. 国立女性教育会館は、男性・女性が共に子育ての責任を果たし、地域一体となった子育て支援が行われるようにするため、関係者の情報交換・研究協議、さらには関係機関・団体・リーダー等のネットワーク形成を促進する研修会を開催した。また、家庭教育推進・子育て支援に資する調査研究や学習プログラムの開発を行うなど、指導的立場にある者に対する教材及び情報の提供・啓発を行っている。なお、地域の女性学級や講座については、第6回報告パラグラフ167参照。

(2) 職場と家庭の両立支援

186. 第11条7. で記述した。

第6条（女子の売買等の禁止）

1. 人身取引への取組

(1) 現行法制

ア) 「人身取引対策行動計画2009」の策定

187. 基本的認識及び2004年に策定した「人身取引対策行動計画」（以下「旧計画」という。）については、第6回報告パラグラフ170及び171参照。

188. 旧計画の策定以来5年間で、IC旅券の導入等の水際対策、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し及び査証審査の厳格化、人身売買罪の創設、取締りの徹底、人身取引被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等の旧計画に掲げられた施策を着実に実施し、我が国の人身取引対策は大きく前進した。その結果、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害者保護が図られるなど旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げた。2009年12月には、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえ、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、「人身取引対策行動計画2009」を策定した。行動計画策定以後、関係省庁連絡会議における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁が連携して、施策の着実な推進を図っている。

イ) 現行法制

189. 人身取引は、刑法で処罰することとしており、児童の取引に関しても、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）において、児童買春等の目的での人身売買等を処罰することとし

ているほか、児童福祉法においても、児童に淫行など有害な行為をするおそれのある者に児童を引き渡す行為や、有害な行為をさせる目的で児童を自己の支配下におく行為を処罰することとし、厳正に対処することとしている。

ウ) 在留資格「興行」に係る上陸許可基準の改正

190. 2005年及び2006年実施の改正内容については、第6回報告パラグラフ175及び176参照。この結果、在留資格「興行」の入国者数は、改正前の2004年に約135,000人だったものが大幅に減少し、2012年には約35,000人となった。

エ) 人身取引議定書の締結承認

191. 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）は、2005年、第162回国会において締結の承認を得た。現在、その早期締結が必要であるとの認識の下、関係省庁において、同条約の締結のため必要な検討を行っている。

（2）人身取引の現状

ア) 検挙状況

192. 人身取引事犯の検挙件数及び国籍等別数については、統計資料34（1）参照。2013年中の人身取引事犯の検挙人員は37人で、その主な内訳は、仲介業者が10人、風俗店等の経営者が7人であった。

イ) 被害者の実態

193. 人身取引の被害者の実態については、統計資料34（2）参照。法務省入国管理局が2013年に保護又は帰国を支援した人身取引等の被害者は12人（全員女性）で、うち不法残留等の入管法違反状態にあった4人については在留特別許可を与えた。なお、人身取引等の関連情報を関係機関等とも緊密に連携して収集し、情報をデータベース化して分析することにより、潜在的な被害者の更なる発見等、その実態把握に取り組んでいる。

ウ) 政府協議調査団・在外公館を通じた連絡強化・関係情報収集

194. 諸外国政府及び関連機関との協力体制の強化及び情報交換の促進を図っていくため、人身取引対策に関する政府協議調査団の派遣や在外公館等を通じ、先方政府機関やNGO等との連絡強化を行い、関連情報の収集を推進している。

（3）被害者対策、防止策、広報・啓発

ア) 被害者対策

（i）婦人相談所の人身取引被害者シェルターとしての活用

195. 婦人相談所は、女性の様々な相談に応じて支援を行っており、必要な場合は緊急に生活の場を提供するため一時保護を行っている。婦人相談所においては、国籍、年齢を問わず、女性に関する様々な相談に応じており、人身取引被害者の公的シェルターとして活用している。なお、2011年度までの保護実績は343人であり、2006年からの実績については、統計資料35参照。

（ii）民間シェルターによる人身取引被害者の一時保護

196. 2005年度から、従来の実績や所在地の秘匿性等から、より適切な保護が見込

まれる場合等に、婦人相談所からの委託により、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護を実施している。２０１１年度までの一時保護委託の実績は上記３４３人のうち１１８人である。

(iii) 潜在する被害者の保護のための取組

１９７．警察は、潜在する被害者を一人でも多く保護できるよう、風俗店等への積極的な立入り、警察等への被害申告を多言語で呼び掛けるリーフレットの作成・配付、広く一般の方から関連情報の提供を受け付ける匿名通報ダイヤルの運用等を行っている。

イ) 防止策

１９８．偽変造の旅券及び査証による入国の防止については、第６回報告パラグラフ１８６及び１８７参照。

１９９．「人身取引対策行動計画２００９」に基づき、関係府省は、人身取引被害者の多くが売春等による性的搾取を受けていること等について広報を行うなどにより、性的搾取の需要側への啓発を推進している。また、海外旅行者による渡航先における児童買春等の行為について、同行者が我が国の法令に照らして違法であることに加え、当該国における人身取引を助長することから、我が国の旅行会社、パスポートセンター等における、海外旅行者に対する児童買春等の防止のためのポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な性的搾取の需要側への啓発を推進している。

２００．内閣府は、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般及び我が国に居住する外国人に対し、人身取引対策に関するポスターやリーフレットを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。

２０１．警察は、人身取引事犯が発生した地域を中心に、警察と地域住民が一体となって人身取引の被害者を生まない環境を醸成するための意見交換の実施、講演会の開催、宣言の採択等の取組を行っている。

２０２．国立女性教育会館は、人身取引に関する調査研究を実施するとともに、研究成果をとりまとめたパネルやブックレットを作成した。さらに、パネルやブックレットの貸出やホームページでの公開により、広く国民に情報提供を行っている。

２０３．法務省の人権擁護機関は、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、１年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。また、人権相談所等において相談に応じ、人身取引による人権侵害の疑いのある事実を認知した場合には、所要の調査を行い、関係機関と連携・協力して事案に応じた適切な措置を講じている。

２０４．日本人海外旅行者に対する啓発については、第６回報告パラグラフ２０５参照。

２０５．途上国への旅行における買春の防止については、第６回報告パラグラフ２１０から２１２まで参照。「旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護に関する行動規範」に調印した旅行会社は、現在までに６２社となっている。

（４）国際機関との連携、国際協力・支援等

ア）国際機関との連携

２０６．国際移住機関（ＩＯＭ）と連携を図り、外国人被害者の円滑な帰国支援（人身取引被害者の帰国・社会復帰支援事業）を行っているほか、国連人間の安全保障基金、国連薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）の犯罪防止刑事司法基金、技術協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じた人身取引対策に資する支援を実施してきている。

２０７．コンタクトポイントについては第６回報告パラグラフ１９１参照。

イ）バリ・プロセスへの対応

２０８．バリ・プロセスに係る情報共有に貢献するため、バリ・プロセスのウェブサイトの維持管理運営を支援すべく、２００４年より毎年１万米ドルを、ウェブサイトを運営している国際移住機関（ＩＯＭ）に拠出し、アジア太平洋地域における人身取引に関する情報共有を促進している。

ウ）政府調査団派遣

２０９．人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、関係省庁からなる人身取引対策に関する政府調査団を、カンボジア（２００７年１月、２０１１年３月）、ラオス（２００７年１月）、オーストリア（２００８年２月）、韓国（２００９年３月）、米国（２０１０年３月）、タイ（２０１１年３月、２０１２年１２月）、フィリピン（２０１１年１１月）にそれぞれ派遣した。

エ）二国間協力

２１０．人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースは、２００６年５月の第１回会合以降、５回の会合が開催され、日タイ両国間で、人身取引の防止、撲滅及び被害者の保護等、具体的な協力のあり方等を検討した。

オ）児童のトラフィッキング問題に対する取組

２１１．２０１２年７月、日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用し、「児童の人身取引及び商業的性的搾取との対決に関するＡＳＥＡＮワークショップ」をジャカルタにて開催し、児童の人身取引及び商業的性的搾取の根絶に向けた活発な議論と有益な意見交換が行われた。また、日本は、国連薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）の犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じた、タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト（２００６～２００７年）や人身取引や性的搾取からの脆弱な子供の保護に係るプロジェクト（２００８～２００９年）等を実施した。

２１２．また、警察は、２００２年から毎年、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいし、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催している。

２．日本の性産業に関する一層詳細な情報

（１）売買春及び性的搾取の実態

ア）売春関係事犯の検挙状況

２１３．売春関係事犯については、売春防止法、児童福祉法、職業安定法、児童買春・児童ポルノ禁止法等を適用し取り締まっている。売春関係事犯及び児童買春・児童ポルノ禁

止法による検挙状況については、統計資料 3 6 及び 4 3 (1) 参照。また、売春防止法違反事件及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の検察庁における受理状況については、統計資料 3 7 及び 4 3 (2) 参照。

イ) 外国人女性の売春事犯

2 1 4. 売春事犯に関与した外国人女性の現状については、統計資料 3 9 参照。

ウ) 多様化する売春事犯

2 1 5. 近年の売春関係事犯は、店舗を設けて行う事犯のほか、派遣型ファッションヘルスを仮装した事犯や、出会い系サイトを利用して女性になりすまして客を勧誘する事犯等がみられ、不法な収益を得ることを目的に、巧妙かつ組織的に行われている状況が認められる。また、出会い系サイト等を利用し、個人的な「援助交際」（売春等）の勧誘を装って組織的な児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店等の合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で接客させる事犯等が出現している。

2 1 6. わいせつ物頒布等事犯及びコンピュータネットワークを利用したわいせつ物頒布等事犯の検挙状況については、統計資料 4 1 及び 4 2 参照。

(2) 売買春及び性的搾取に対する措置

ア) 児童買春等の防止

(i) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2 1 7. 我が国は、2 0 0 5 年 1 月、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結し、その着実な実施に努めてきている。

(ii) 児童買春、児童ポルノ事犯への取組

2 1 8. 児童買春、児童ポルノ事犯は児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長に重大な影響を与えるものであることから、警察は、2 0 0 4 年に改正された児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、これらの事犯の取締りに積極的に取り組んでいる。特に、児童の性的搾取・性的虐待の記録である児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、取締りの強化、広報啓発活動、流通・閲覧防止対策等を推進している。また、2 0 0 3 年 6 月に制定したインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行っている。さらに、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいし、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催しているほか、国際会議への参加等により、児童ポルノ事犯等の国外犯捜査に関する国際捜査協力や情報交換の強化に努めている。加えて、2 0 1 1 年に専用端末を整備して国際児童ポルノデータベースの取組に参画し、外国捜査機関との情報共有を図っている。

2 1 9. 児童ポルノ事犯に対するその他の取組については、第 2 条 3. で記述した。

(iii) 多様化する児童買春等の防止

2 2 0. 出会い系サイトやコミュニティサイト等に起因する児童買春等の防止に関する取組については、第 2 条 3. で記述した。

２２１．性風俗に関する営業等の少年への有害な影響を排除するための取組については、第２条３．で記述した。

（３）売春に従事した女性に対する保護

ア）要保護女子の保護更生

２２２．第６回報告パラグラフ２１３から２１７まで参照。婦人相談員については、その要する費用の２分の１を国が補助する制度を設けており、年々婦人相談員は増員され、相談体制が強化されてきていること等により、婦人保護施設の入所人員は減少してきている。婦人保護事業の実施機関等の状況については、統計資料３８参照。

イ）少女への支援

２２３．少女への支援については、第６回報告パラグラフ２１８参照。

ウ）外国人女性の保護

２２４．２００６年から２０１２年末までに不法滞在状態にあり、売春をさせられていた人身取引等の被害者（外国人女性）５２人全員に対して、在留特別許可を与えた。なお、これら人身取引等の被害者である外国人女性の保護については、婦人相談所等の関係機関、出身国の在日公館、女性の保護・支援活動等を行っているＮＧＯ等と連絡を取り合って対応している。国際移住機関（ＩＯＭ）と連携を図り、外国人人身取引被害者のうち、帰国を希望する者への帰国支援（人身取引被害者の帰国・社会復帰支援事業）を通じて、被害者が母国に帰国した後の社会復帰支援として職業訓練等の支援を行っている。

エ）その他

２２５．売春に従事した女性のうち、刑罰を科された者に対しては刑事施設において、また、保護処分が付された者に対しては少年院において、それぞれ個々の必要性に応じた矯正教育等を実施している。さらに、刑罰の執行を猶予されて補導処分が付された者に対しては婦人補導院において、必要な補導を行っている。

２２６．保護観察所においては、売春の勧誘等により保護観察を受けることとなった女性に対し、社会復帰を支援している。

（４）防止に向けた啓発活動、性に関する指導等

２２７．第２条３．、本条１．及び第１２条２．で記述した。

第７条（政治的及び公的活動における差別の撤廃）

１．公的分野における女性の参画状況

２２８．我が国における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、喫緊の課題であり、特に政治・経済の分野におけるその緊要性は高い。この現状を周知し、女性の政策・方針決定過程への参画を更に促すよう努力している。

（１）女性国会議員

229. 第3次基本計画においては、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を2020年までに30%とする努力目標を設定するとともに、女性候補者の党の割合を高めるため、ポジティブ・アクションの導入を検討するよう働きかけることを盛り込んだ。また、2012年2月には、「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」において、政治分野における女性の参画拡大のためポジティブ・アクションについて、諸外国の具体的事例をまとめた。それらを踏まえ、2011年から毎年、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党に対し、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合などが高まるよう、諸外国の事例を示して、ポジティブ・アクション導入の検討等を要請している。

230. 衆議院及び参議院における女性議員数については、統計資料44参照。なお、第46回総選挙後（2012年12月時点）の衆議院の女性議員は38人（7.9%）、第23回通常選挙後（2013年7月時点）の参議院の女性議員は39人（16.1%）となっている。

（2）女性閣僚等

231. 女性の大臣、副大臣及び大臣政務官については、統計資料46及び47参照。2013年11月では、2人（10.5%）の女性閣僚、4人（14.3%）の女性副大臣、2人（7.4%）の女性大臣政務官が就任している。

（3）司法における女性

232. 裁判官数、検察官数及び司法試験合格者数については、統計資料48から50まで参照。女性初の最高裁判事が1994年2月に任命されて以来、2013年4月現在、3人の女性最高裁判事及び1人の女性高裁長官並びに3人の女性裁判所長が在職している。裁判官、検察官に占める女性の割合は、いずれも引き続き増加している。なお、司法試験合格者に占める女性の割合は、近年、20%台で推移している。

（4）女性国家公務員

233. 第4条1. で記述した。

（5）女性知事、首長等

234. 2013年8月現在、女性の都道府県知事は3人となっている。また、女性の市区長は16人、町村長は6人となっている。

（6）女性地方議員

235. 地方議会における女性議員数については、統計資料51参照。その比率は徐々に高まっている。

（7）女性地方公務員等

ア）女性地方公務員

236. 第4条2. で記述した。

イ）教育委員会

237. 地方公共団体の執行機関である教育委員会の委員に占める女性の数と割合は、2011年5月現在2,620人、34.9%（2003年5月現在24.8%）となって

おり、増加傾向にある。

ウ) 女性警察官

238. 2013年4月1日現在、都道府県警察に勤務する女性警察官の総数は、約18,700人（全警察官の約7.2%）で、前回報告時（2005年）の約1.6倍に増加した。従来は、女性警察官の多くが交通部門に配置されていたが、現在は他の職域に配置される女性警察官の割合が増加しており、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等において、捜査や被害者支援に女性警察官の能力や特性がいかされている。女性警察官の採用・登用の拡大に伴い、交番に女性用仮眠施設を整備したり、ベビーシッターを利用する際の補助を導入したりするなど、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。

第8条（平等の条件での国際的活動への参加）

1. 国際分野における政策決定への参画状況

（1）国際会議への女性の参加

239. 2006年7月から2013年12月までの間、内閣が代表、代表代理及び顧問を任命した国際会議政府代表団等は151であるが、そのうち約24%に当たる36の国際会議に女性の代表等を任命（閣議決定によるもの）した。

（2）海外における勤務

ア) 国際機関等

240. 国連機関等への日本女性の参画状況については、統計資料52参照。国連事務局を含む主な国際機関等において、専門的な事業に携わる日本人女性職員の数は増加傾向にある。2013年1月末現在における日本人の女性幹部職員としては、国連事務局平和維持活動局アジア・中東部長、国連環境計画（UNEP）地域協力局長、UNDP国連常駐調整官（在コスタリカ）等が挙げられる。

イ) 大使

241. 我が国の女性の大使は、1980年に初めて就任して以来、延べ17人である。うち2013年12月1日現在、1人が駐リトアニア大使として在任中であり、我が国の全大使の約0.7%に相当する。

ウ) 在外公館の女性職員

242. 2013年12月1日現在、我が国の外務省（本省及び在外公館）において1,492人の女性職員が勤務しており、総職員数に占める割合は約26%である。うち、在外公館に勤務する女性職員は538人であり、これは在外公館職員の約16%である。

エ) 国際平和協力活動への派遣

243. 2006年5月から2013年12月までの間、南スーダン等における国際平和協力業務に延べ61人の女性自衛官が、フィリピン台風等への対応として国際緊急援助活動に延べ77人の女性自衛官が、イラクにおける人道復興支援活動に延べ42人の女性自衛官が、そしてインド洋における国際テロ対応のための協力支援活動に延べ68人の女性

自衛官が参加し、衛生、輸送、通信業務等を担当した。

（３）ジェンダーと開発（GAD : Gender And Development）

ア）ODAによる取組

244. 我が国は、2005年に「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表し、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じてジェンダー主流化を図ると共に、開発途上国の制度・政策面の支援等を通じて、ジェンダー不平等の要因にも対処するための支援を続けてきた。2012年には、GADイニシアティブについて、第三者によるODA評価を実施した。このODA評価も踏まえ、ジェンダー主流化の推進に取り組んでいる。

245. 特に、MDGs達成への貢献として、2010年の国連総会で発表した保健及び教育分野における新たな協力政策においても、ジェンダーの視点を重視することを明記し、着実に実施している。また、2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）においても、女性に焦点を当て、成果文書の中で女性のエンパワーメントを基本原則の一つに位置づけるなど、アフリカ諸国、開発パートナー等あらゆるステークホルダーとともに取り組んでいくことを表明した。

246. 2013年9月には、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍晋三内閣総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化（3年間で30億ドルを超えるODAの実施）を表明した。「女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化」、「国際保健外交戦略の推進の一環として女性の保健医療分野の取組強化」、「平和と安全保障分野における女性の参画と保護」を3つの柱としている。

イ）教育分野の国際交流・協力

247. 我が国は、「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、「ダカール行動の枠組み」で示された目標へ向けた取組に貢献するため、①ユネスコの「万人のための教育信託基金」及び「アジア太平洋地域教育協力信託基金」への拠出、②公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）及び公益社団法人日本ユネスコ協会連盟によるアジア太平洋地域等における識字教育への支援等、③国立女性教育会館による海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等への研修、タイ、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス及びフィリピンの6か国の人身取引対策に携わるメンバーを対象としたワークショップ型地域別研修等を実施している。

ウ）国際ボランティア貯金

248. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（2007年9月までは、日本郵政公社）は、「国際ボランティア貯金」の寄附金の配分を通じて、開発途上国でNGOが実施する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、職業技術指導等により女性の自立を支援している。

エ）アフガニスタン女性への支援

249. 2012年7月、日本においてアフガニスタンに関する東京会合が開催され、成果文書として発表された東京宣言の附属書「相互責任に関する東京フレームワーク」において、女性の権利の確保が目標の1つとして示された。

250. 内閣府は、内閣官房長官の懇談会として、アフガニスタンの女性支援に関する懇談会を2002年2月から2012年7月までの間に計15回開催し、我が国のアフガニスタン支援の成果や課題についてフォローアップを行った。

(4)「北京＋15」記念会合（第54回国連婦人の地位委員会）への参加

251. 第4回世界女性会議から15年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催された第54回国連婦人の地位委員会（以下「「北京＋15」記念会合」という。）（2010年3月）には外務大臣政務官を首席代表に、目黒依子日本代表、林陽子女子差別撤廃委員会委員、関係府省、NGO代表（3人）等計21人からなる日本政府代表団が出席した。なお、日本政府代表団のうち13人（62%）が女性、政府代表も女性であった。

252. 我が国は首席代表ステートメントにおいて、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づきODAにジェンダーの視点を適切に反映すること、メリハリをつけた実効性のある第3次基本計画を策定していくこと、配偶者暴力防止法の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組を報告するとともに、男女共同参画社会実現に向け国際社会、国際機関、NGO等の市民社会との今後の一層の協力の強化について強い決意を表明した。

253. 宣言案及び決議案を巡る交渉等に、我が国は積極的に参加・貢献した。

(5)「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（第56回国連婦人の地位委員会）の採択

254. 2012年3月の第56回国連婦人の地位委員会において、我が国は、2011年3月に起こった東日本大震災から1年になるに当たり、日本の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国として初めて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を同委員会に提出し、コンセンサスで採択された。我が国は、2014年に開催される第58回国連婦人の地位委員会に、同決議のフォローアップのための決議案を提出する予定である。

2. 関連国連会議等文書の実施について

255. 第3次基本計画の策定に当たっては、第6回報告最終見解において指摘された課題等を踏まえ、条約等国际規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化・国内への周知を図るための必要な施策を盛り込んだ。

256. 内閣府は、「北京＋15」記念会合等に際し、その準備段階、会議終了後の報告会、各種刊行物やウェブサイトなどを通じ、成果文書、ナショナルレポート、ステートメント等の情報の広報に努めている。さらに、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための男女共同参画推進連携会議主催による「聞く会」を2006年7月から2013年12月までの間に計21回開催し、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努めた。

257. 外務省は、2013年9月、安全保障理事会決議第1325号を踏まえ、「女性・平和・安全保障」に関する行動計画の策定作業を開始した。これまで、外務省・関係府省庁・市民社会（NGOs や有識者からなる）の代表からなる少人数グループ会合を開催し、市民社会との意見交換を通して、同行動計画の構成、含めるべき要素、作業の進め方、計画案（目標・具体策・指標含む）について議論を深めてきている。これらを踏まえた上で、草稿を作成した後、パブリック・コメントに付す予定である。

3. アジア太平洋経済協力（APEC）日本会合の開催

258. 2010年、我が国はAPEC議長を務め、APECの3つの女性関連会合を開催した。9月に東京で第15回女性リーダーズネットワーク会合（以下「第15回WLN」という。）を、埼玉県嵐山町で第8回男女共同参画担当者ネットワーク会合を、10月に岐阜市で女性起業家サミットを開催した。第15回WLNでは、「女性による新たな経済活動の創造」をテーマとして約600人の女性リーダーが参加し、活発な議論が行われ、APECの首脳及び閣僚に向けた提言が採択された。提言を踏まえた女性の活躍の重要性については、APEC首脳宣言等ハイレベル会合の成果文書に反映された。

259. その後も、2011年のアメリカ会合には内閣府副大臣、2012年のロシア会合及び2013年のインドネシア会合には、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が「女性と経済に関するハイレベル政策対話」に出席し、積極的に議論に参加するなど、APECにおける女性と経済の取組に協力している。また、2012年3月に我が国が主催した「APEC横浜フォーラム：女性とリーダーシップ」では、女性がリーダーシップを発揮し、経済成長を牽引するための成功事例や政策などについて議論を行った。

第9条（国籍に関する法的平等）

1. 国籍法について

260. 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得について、第2条で規定しているが、同条は「子は、次の場合には、日本国民とする。」として、第1号で、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき。」、第2号で、「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。」、第3号として、「日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。」としている。

261. また、届出による国籍の取得について、同法第3条及び第17条第1項、第2項等に規定されているが、その要件は、例えば第3条にあっては、①父又は母が認知したこと、②子が20歳未満であること、③認知をした父又は母が子の出生当時日本国民であったこと等であり、また、第17条第1項にあっては、①国籍不保留により日本国籍を喪失したこと、②20歳未満であること、③日本に住所があることである。

262. 帰化については、同法第4条に規定され、第5条に帰化についての最低条件が規定されている。その条件は、住所条件、能力条件、素行条件、生計条件、重国籍防止条件、憲法遵守条件である。

263. 上記のいずれの場合も、これらの要件の適用に当たっては、日本国憲法第14条

の原則に基づき、男女による差別なく、平等に取り扱っている。なお、婚姻又は離婚したことにより、国籍に変更が生ずるとの規定はない。

第10条（教育の分野における差別の撤廃）

1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

（1）初等中等教育及び高等教育の充実

264. 2008年及び2009年に改訂した「学習指導要領」においては、引き続き、人権の尊重、男女の平等、相互協力・理解、男女が協力して家庭を築くことの重要性などについて規定した。文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、全国的な会議等を通じて、新学習指導要領の内容を周知するとともに、それを実現するための指導体制の充実、教員研修、教材の充実を図ることなどを指導している。

265. 高等教育機関における教育・研究活動については第6回報告パラグラフ259参照。

（2）社会教育

ア）地域における事業

266. 文部科学省は、女性が結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ主体的に生き方を選択することを支援するための事業を実施した。また、男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため学習プログラムの収集・発信を行っている。

イ）家庭教育に関する学習機会の充実

267. 第5条2. で記述した。

（3）教育・学習機会の充実

268. 文部科学省及び地方公共団体における生涯学習社会の取組については、第6回報告パラグラフ263及び264参照。

269. 社会人となった後でも、高度で先端的な知識や技術を学びたいときに学ぶことができるよう、大学・専門学校等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座等の実施を促し、生涯学習機能の充実を図っている。

270. 放送大学における生涯学習社会の取組については、第6回報告パラグラフ266参照。

（4）女性のエンパワーメント

271. 文部科学省は、女性の再就職・企業等に関する総合的な支援策である「女性の再チャレンジ支援プラン」に基づき、キャリアの中断により不安を感じている女性に対する支援として、再就職に必要な知識・技能習得の機会の提供、優れた研究者の出産・育児等による研究中断からの円滑な復帰の支援等を行った。

272. さらに、国立女性教育会館は、女性のキャリア形成に関する実証的・実践的研究を実施した。また、ロールモデル集の作成及びキャリア支援情報提供システムの構築、アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナーを実施している。

(5) 科学技術分野における女性の活躍支援

273. 第3次基本計画においては、「科学技術・学術分野における男女共同参画」を重点分野として新設した。また、自然科学系全体の女性研究者の採用割合については、2011年8月に閣議決定した「第4期科学技術基本計画」において、30%とする目標を設定し、さらに、2013年6月に閣議決定した「科学技術イノベーション総合戦略」において、同計画を踏まえ、大学及び公的研究機関におけるその割合を2016年までに30%とする目標を設定した。

274. 科学技術分野における女性の活躍促進を図るため、文部科学省は、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立のための環境整備や研究力の向上を図る大学等に対して支援を行う事業や、出産・育児により研究を中断した研究者に対して研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する事業などを実施している。さらに、女子中高生に対して、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等との交流機会の提供や、実験教室・出前授業の実施等を行い、理系への進路選択を支援する取組を実施している。

275. また、2012年2月には、「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書」において、ゴール・アンド・タイムテーブル方式等を取り入れた研究機関等の具体例・成功例の公表や女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくりなどの推進方策を整理した。

276. 国立女性教育会館は、2005年度より科学技術者のロールモデルを紹介するとともに、女子中高校生の理系進路選択支援を目的とするセミナーを実施している。また、2010年度には、日米の女性研究者のエンパワーメントを目的としてシンポジウムを開催した。

(6) 教育分野関係者への研修

277. 国立女性教育会館は、大学教員等を対象に男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進に関する実践的研修を実施した。

(7) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の推進

278. 「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、第6回報告パラグラフ274参照。男女間の公平などを含む、持続可能な社会づくりを目指す持続可能な開発のための教育を推進するため、関係府省庁の連携の下、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を2006年3月に策定し、2011年6月には改訂を行った。「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年となる2014年には、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を我が国とユネスコの共催で開催予定である。

(8) 教育基本法における男女共同参画の推進

279. 2006年に改正された教育基本法については、教育の基本理念として、男女共

同参画への寄与を掲げることが重要とのことで、男女の平等を重んずる態度を養うことを、教育の目標として明記し、従来より積極的に男女の平等を推進するよう改めている。なお、男女共学の推進を規定していた改正前の教育基本法第5条は、戦前の教育制度における性別による制度的な差異を解消するために規定されていたもので、今日においては、男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっていることから削除されたものである。

2. 独立行政法人国立女性教育会館による取組

280. 国立女性教育会館の機能については、第6回報告パラグラフ275参照。

(1) 研修事業

281. 研修事業としては、男女共同参画推進に関わる行政担当者や団体リーダー、女性関連施設職員を対象としたセミナーや「女性関連施設相談員研修」を実施した。さらに、企業における男女共同参画推進を図るため、2012年度より「企業を成長に導く女性活躍推進セミナー」を実施している。また、行政担当者、女性団体やNPOのリーダー及び大学や企業のダイバーシティ担当者を対象とした「男女共同参画推進フォーラム」を実施している。

(2) 教育・学習支援事業

282. 2013年度から、女性関連施設や大学・短大向けの教育・学習プログラムを開発し、提供する予定。

(3) 調査研究事業

283. 専門的な調査研究として「男女共同参画統計に関する調査研究」を継続的に実施するとともに、新たな課題に対応した調査研究を行い、その成果を各種事業に反映させている。

(4) 情報収集・提供事業

284. 女性教育情報センターは、女性及び家庭・家族に関する国内外の資料・情報を収集し、閲覧・貸出等を行っている。また、2006年3月からは広範囲の女性情報へのアクセスが一元的にできる「女性情報ポータル“Winet”」を構築し、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開している。また、女性アーカイブセンターでは、男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性や全国的な女性団体、女性教育・男女共同参画施策等に関する史・資料を収集・整理し提供している。2013年3月から女性の視点からの災害復興支援活動の記録である「NWE C災害復興支援女性アーカイブ」を構築し、公開している。

(5) 国際関係事業

285. ナショナルセンターとして、男女共同参画を推進する海外の機関等との連携体制の構築・強化を図ることを目的に、海外からの研修生を対象とする国際研修及び国際シンポジウムを実施し、その成果を国内外に広く発信している。

3. 進路・就職指導の充実

286. 第11条3. で記述した。

第 11 条（雇用の分野における差別の撤廃）

1. 男女雇用機会均等確保対策の推進

（1）男女雇用機会均等法の施行状況

287. 男女雇用機会均等法は、募集・採用から退職に至るまでの雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別的取扱いを禁止している。また、2006年の法改正により、間接差別の禁止についても新たに規定している。間接差別とは、①性別以外の事由を要件とする措置であって、②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、③合理的な理由がないときに講ずること、としている。

288. 厚生労働省令は、公労使三者構成の労働政策審議会において妥当とされた①労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること、②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって転居を伴う転勤に応じることが出来ることを要件とすること、③労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること、の3つの措置を間接差別として規定している。

289. さらに、男女雇用機会均等法改正法附則等を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会で、今後の男女雇用機会均等対策について検討を行い、2013年9月に報告を取りまとめ、間接差別になり得る要件を定めている現行の省令を見直し、転勤要件について、①総合職の限定を削除し、総合職以外の労働者も対象とすること、②募集・採用に加えて、昇進及び職種の変更に関する措置を追加すること、としたところである。これにより、全ての労働者の募集、採用、昇進等に当たり、合理的な理由なく、転居を伴う転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなる。

290. 厚生労働省は、今回の報告を受け、2013年12月に省令を改正した。今後とも、法の履行確保に努めることとしている。

291. 雇用均等室は、男女雇用機会均等法に関し、労働者、企業等から、年間約20,000件の相談を受けている。

（2）男女雇用機会均等実現に向けた取組

ア）行政指導

292. 男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては年間約7,700件の是正指導を行うとともに、事実上の男女間の格差の大きい企業に対しては、その理由を具体的に把握し、問題点を踏まえ、積極的かつ具体的取組に関する助言を行っている。

293. また、コース別雇用管理制度等については、職務内容や専門性等によって労働者を区分し、その区分ごとに配置・昇進等の処遇を行うものであって、性別によって異なる取扱いを行うものではない限り、男女雇用機会均等法上の問題はない。一方、コース別雇用管理を導入している企業の中には、総合職の女性が少なく、女性の割合が低い、コース等の各区分における職務内容や処遇について合理性や透明性が十分確保されていない等の傾向も見られる。このため、雇用均等室の行う計画的な事業所訪問の対象にコース別雇用管理導入企業を一定数含め、男女雇用機会均等法及び2007年1月に策定した「コース

等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、制度の内容及び運用実態を把握し、男女雇用機会均等法及び留意事項に沿った雇用管理となるよう指導等を実施している。

294. 男女雇用機会均等法改正法附則等を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会で、今後の男女雇用機会均等対策について検討を行い、2013年9月に報告を取りまとめ、コース別雇用管理事業主が男女雇用機会均等法に抵触しない等適切な雇用管理を行うことを確保するために「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」（局長通達）をより明確な記述としつつ指針に規定することが適当であるとしたところである。また、コース別雇用管理を導入している事業主には、総合職など特定の職種に転居を伴う転勤要件を設けている場合が見られるが、2013年の上記報告において、間接差別になり得る要件を定めている現行の省令を見直し、全ての労働者の募集、採用、昇進等に当たり、合理的な理由なく、転居を伴う転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなった。これにより、どのようなコースであっても、コース別雇用管理において転勤要件を設けることの合理性・必要性を慎重に検討することとなり、コース別雇用管理の適正かつ円滑な運用が図られるようになるものである。

295. 厚生労働省は、今回の報告を受け、2013年12月に省令の改正及び指針の制定を行った。今後とも、コース別雇用管理が事実上の男女別雇用管理となることがないよう、法の履行確保に努めることとしている。

296. さらに、女子学生等の就職問題については、企業における募集・採用状況や女子学生等の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行っている。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールが徹底されるよう、啓発指導を行っている。

イ) ポジティブ・アクション

297. 第4条で記述した。

ウ) セクシュアル・ハラスメント防止対策

298. 第2条3. で記述した。

エ) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等

299. 男女雇用機会均等法は、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止している。また、2006年の法改正により、妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、事業主において当該解雇が妊娠・出産等を理由とするものでないと証明しない限り、無効とすることとした。雇用均等室に寄せられた相談のうち、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談に次いで多くなっている。また、労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は年平均240件、調停申請受理件数は年平均14件、法違反に対する雇用均等室が行った是正指導件数は年平均24件である。

オ) 個別紛争の解決

300. 男女均等取扱いに関する労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び機会均等調停会議を積極的に実施することによりその解決を図っている。労働局長による紛争解決の援助申立受理件数及び機会均等調停会議による調

停申請受理件数の推移については統計資料53を参照。

2. 多様な就業形態における就業条件の整備

301. 本項に直接該当するものではないが、パートタイム労働者と派遣労働者、有期契約労働者に女性が多いことに鑑み、これらの就業形態に係る施策についても参考までに報告する。

(1) パートタイム労働

302. 近年、パートタイム労働者が増加し、我が国の経済社会において重要な役割を果たすようになる中で、パートタイム労働者の処遇を改善していくことは、女性の能力を促進する上で重要な課題である。2012年におけるパートタイム労働者数は、1,436万人となっており、そのうち女性は994万人であり、女性の占める割合は、69.2%である。

303. こうしたことから、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備するため、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パートタイム労働法」という。）の改正を行った（2008年4月から施行）。現在、パートタイム労働法に基づく是正指導、専門家による相談・援助や助成金の活用などにより、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主の取組を促進している。さらに、2012年6月に厚生労働大臣に対し、労働政策審議会より、差別的取扱い禁止規定について無期労働契約要件を削除すること等を内容とする建議がなされた。今後、この建議に基づき、必要な法制上の措置を講ずることにしている。

304. また、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律が2012年8月に成立、公布した。このうち、①非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における格差を是正する、②女性の就業意欲を促進する等の目的から短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については2016年10月に施行することとしている。

(2) 派遣労働

305. 2012年6月1日時点における派遣労働者数は、約135万人となっている。2012年における女性の占める割合は61.1%である。

306. 労働者派遣については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）等に基づき、各般の施策を実施している。

307. 派遣労働者に対しては、労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法を始めとする労働関係法令が適用されるとともに、これらの法令に規定された使用者が負うべき責任については、労働者派遣法において、原則として派遣元事業主が負うこととしつつ、一定の規定については派遣先事業主が負うことと整理して、責任の所在を明らかにしている。

308. 派遣労働者の保護と雇用の安定については、2012年に労働者派遣事業の適正

な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律を施行した。この改正法では、目的規定に派遣労働者の保護を図ることを明記するとともに、30日以内の日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進措置、派遣先労働者との均衡待遇の配慮等の措置を新たに講じ、派遣労働者の保護と雇用の安定等の強化を図っている。

(3) 有期労働契約

309. 2013年7月時点での有期契約労働者数は、1,461万人であるが、男女別にみると、男性が582万人、女性が879万人となっており、全体に占める女性の割合は60.2%である。

310. 有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めのあることによる不合理な労働条件を是正することにより、有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、2013年4月1日に、①有期労働契約が繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み、②判例で確立された雇止め法理（一定の場合には、使用者による雇止めが認められないルール）の法定化、③有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール、の3つのルールを新たに規定する改正労働契約法を全面施行した。

3. 柔軟な職業選択を可能とするための方策

(1) 職業能力開発

311. 第6回報告パラグラフ311参照。2011年度の公共職業能力開発施設（265校）における公共職業訓練（離職者訓練）の受講者は、男性40%、女性60%である。

(2) 進路・就職

312. 学校における進路指導については、第6回報告パラグラフ313参照。

313. 就職指導については、各大学において学生に対するキャリア・ガイダンスや大学等の就職担当者及び企業の採用担当者の参加を得た情報交換・協議等を行う「全国就職指導ガイダンス」を実施している。また、大学等関係団体で構成する就職問題懇談会では男女雇用機会均等法及びその趣旨に則って採用活動を行うよう企業側に要請している。一方、企業側でも、一般社団法人日本経済団体連合会が定める「採用選考に関する企業の倫理憲章」において、公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法に沿った採用選考活動を行うことを定めている。

314. 男女ともに多様な選択が可能となるよう進路指導等において活用できる学習教材を作成し、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の支援を行っている。

4. 同一価値労働同一報酬

315. 労働基準法第4条は、賃金について女性であることを理由とした差別的取扱いを禁止している。実際に支払われている平均賃金（パートタイム労働者を除く。）の男女間格差を見ると、2012年においては女性は男性の70.9%となっており、徐々に縮小してきているが、その格差は国際的に見て大きいと認識している。

316. 男女間の賃金格差については、2008年6月より、変化する賃金・雇用管理制度の下における男女間賃金格差に関する研究会において、その要因分析等を行った。その結果、男女間格差に対する労使の意識が薄れていることもあり、男女間格差の解消に向けた取組を推進するためには、各企業の男女の取扱い、賃金についての格差の実態把握や取組の必要性の「気づき」を推進することが必要であると提言された。

317. 当該研究会の報告書を受け、政府は2010年8月に「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を作成した。ガイドラインにおいては、①賃金・雇用管理の制度面の見直し、②賃金・雇用管理の運用面の見直し、③ポジティブ・アクションの推進という賃金・雇用管理の見直しの視点を示している。こうしたガイドラインの内容が労使に的確に伝わるように、ガイドラインのパンフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、行政職員による企業訪問などのあらゆる機会を通じて周知を行っている。

318. また、ガイドラインをより利用しやすいものに改善するとともに、その普及を図るために、2011年度からは、各業界の使用者団体と労働組合双方の参加による検討を経て、業種ごとの雇用管理の実態の特徴を踏まえ、「業種別『見える化』支援ツール」（以下「見える化ツール」という。）と、見える化ツールの活用法を紹介する「ポジティブ・アクションを推進するための業種別『見える化』支援ツール活用マニュアル」を作成・普及している。見える化ツールは、企業が、①自社における課題の多角的な要素での分析、②業界の特徴を踏まえた自社の状況の把握、③男女を問わない社員の活躍の促進に関する社員の理解や職場での浸透度の把握、④自社の取組成果の経年的な分析を行うことができる内容になっている。見える化ツールは、2012年度までに百貨店業、スーパーマーケット業、情報サービス業、地方銀行業、製造業（加工食品（冷凍食品等）分野）、製造業（電機・電子・情報通信分野）の6業種について作成している。

319. さらに、男女間の賃金格差に大きく影響しているのが、男女間の職階格差や勤続年数の格差であると考えられることから、ポジティブ・アクションの促進とともに、仕事と家庭の両立支援を行うことにより、女性が働き続けやすい職場環境の整備に取り組んでいる。

320. 労働基準監督官は、事業場等に対し必要な書類の提出を求め、又は使用者や労働者に対し尋問を行うことにより、事業場における賃金の取扱いについて詳細に調査した結果、当該事業場における賃金の差が、労働者が女性であることを理由とするものか、職務、能率、技能等の差によるものであるかどうか等を確認し、労働基準法第4条違反である場合には必要な指導を実施しているところである。加えて、国際労働機関第100号条約「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」について国際労働機関（ILO）から同条の解釈に関する情報が不十分であるといった指摘があったことを踏まえ、2012年12月に、同条の解釈を明確にするため、労働基準法の解釈を示した通達である昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」を改正し、裁判例を参考に、同条違反となるケースの例示を追加した。また、同条に係る裁判例を紹介するパンフレットを作成し、事業主が賃金制度について実質的な男女差別になっていないかを確認できるようにした。さらに、労働基準法等に違反する疑いのある事案を発見した場合は、関係機関で情報を共有し、必要な対応を行うこととしている。

5. 女性の家庭内の活動の実態

321. 総務省は、1976年より5年周期で「社会生活基本調査」の一部として生活時間調査を実施してきた。2001年調査では、従来のプリコード方式の調査票に加え、アフターコード方式の調査票を追加することにより、家事等、家庭内活動の時間量の詳細な把握や国際比較に資する基礎資料の充実を図った。2006年調査、2011年調査実施時も、同様の調査を行った。

322. 内閣府は、同調査を用いて、6歳未満児のいる妻・夫の家事・育児関連時間等の女性の家庭内の活動の実態に関する分析や、家事活動等の無償労働の貨幣評価額の推計を行い公表した。

6. 出産手当金の支給

323. 被用者保険の被保険者が、出産により労務に服することかできない期間に対して支給される出産手当金について、2007年4月より、その一日の支給額を従来の標準報酬日額の6割に相当する額から、賃金に賞与を反映した額である標準報酬日額の3分の2に相当する額に改正した。

7. 育児・介護期等における条件整備の充実

(1) 家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化

ア) 「少子化社会対策大綱」に基づく実施計画策定

324. 少子化社会対策基本法については第6回報告パラグラフ323から325まで参照。

325. 2010年1月に閣議決定した新たな少子化社会対策大綱（以下「少子化社会対策大綱（2010年1月閣議決定）」という。）では、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」を示しており、この3つの姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、2010年度から2014年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。

イ) 子ども・子育て支援関連法の成立と新たな制度の導入

326. 全ての子どもと家庭を支援することを目的として、待機児童の解消を始め、幼児期の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を図るため、2012年8月に、子ども・子育て支援関連3法が成立し、早ければ、2015年4月に新たな支援制度を施行することになっている。なお、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上のため、消費税の増収分を活用することとしている。

ウ) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

327. 経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、政労使の合意のもと、2007年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）を策定（2010年6月改定）し、これに基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。

328. 行動指針では、2020年に向け、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」、「第1子出産前後の女性の継続就業率」など14項目の数値目標を設定しており、仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置した仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、数値目標等を活用し、仕事と生活の調和の状況や取組の進捗状況、今後の課題及び取り組むべき事項について点検・評価を行っている。「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」、「年次有給休暇取得率」、「男性の育児休業取得率」、「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」「第1子出産前後の女性の継続就業率」等、進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、今後、明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく。

(i) 育児・介護休業法等の改正

329. 少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律を2009年7月に公布した。この法律の概要は、①3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とすること、②子の看護休暇の制度の拡充、③父親の育児休業の取得促進（父母ともに育児休業を取得する場合1歳2か月までの間に1年間育児休業を取得可能とすること（パパ・ママ育休プラスの創設）、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合再度取得可能とすること、配偶者が専業主婦や育児休業中であっても育児休業を取得可能とすること）、④介護のための短期の休暇制度の創設である。

330. 雇用均等室は、育児・介護休業法に関し、労働者、企業等から、年間約87,000件の相談を受けている。また育児・介護休業法に違反する取扱いについては年間約39,000件の是正指導を行っている。

331. なお、「雇用均等基本調査」による出産者に占める育児休業取得者の割合、配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合については、統計資料54参照。前回報告時（2005年）に比べ、男女とも育児休業取得者割合は増加している。

(ii) 両立支援に取り組む企業への支援

332. 両立支援に取り組む事業主に対しては、従来から様々な形で助成金を支給し、取組の支援を行っているところである。現在、①労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に対し、②小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、利用者が出た事業主に対し、③仕事と家庭を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業に対し、それぞれ助成金を支給している。

(iii) 育児休業給付、介護休業給付

333. 労働者が、満1歳未満の子を養育するための休業又は扶養している祖父母等の対象家族を介護するための休業を行う場合に、育児休業給付又は介護休業給付を支給することで、休業により賃金が低下する労働者の雇用継続を援助、促進する支援を行っている。

(iv) 「次世代育成支援対策推進法」の改正

334. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を

推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律を２００８年１２月に公布し、次世代育成支援対策推進法の一部を改正した。これにより、①一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員３０１人以上企業から従業員１０１人以上企業に拡大、②一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づけることとした。各事業主において計画に基づく取組が進められ、２０１３年６月末現在、１０１人以上の企業は９５．０％、３０１人以上の従業員を雇用する事業主の「一般事業主行動計画策定届」届出率は９５．４％、１０１～３００人以下の企業は９４．９％となっている。

（v）労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知

３３５．育児を始め労働者個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に基づき２００６年３月に策定した「労働時間見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」を、事業主に周知・啓発している。

（vi）在宅勤務に関するガイドラインの周知

３３６．情報通信機器を活用した在宅勤務について、適切な労務管理の在り方を明確にした「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（２００４年３月策定、２００８年７月改訂）を、事業主等に周知・啓発している。

（vii）男性の育児休業取得促進の取組

３３７．２０１０年６月に働く男性が育児をより積極的に楽しみ、育児休業を取得しやすい社会となるよう、社会的気運の醸成を図ることを目的とした「イクメンプロジェクト」を開始した。具体的には、公式サイトでのイクメン宣言・イクメンサポーター宣言の募集、ハンドブックなど広報物の作成、シンポジウムの開催等による情報発信を行っている。また、２０１３年７月には、本プロジェクトの一環として、男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰し、その取組を紹介する「イクメン企業アワード」を創設した。こうした取組に対応し、２０１２年には超党派の国会議員によるイクメン議員連盟が発足したほか、また、２０１３年には子育て支援施策に意欲的に取り組む県による「子育て同盟」が発足し、自ら育児休業を取得した知事もメンバーとなっている等、国会議員や地方公共団体の長においても、男性の育児休業取得促進に取り組む動きが広がっている。

３３８．２０１３年１２月に労働政策審議会雇用保険部会において取りまとめられた「雇用保険部会報告」において、「男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の給付率を引き上げることとし、（中略）育児休業開始時から最初の６月の間について６７％の給付率とすべきである。」とされたことを踏まえ、２０１４年通常国会での雇用保険法改正法案の提出を目指す。

（viii）再就職・起業への支援

３３９．育児・介護等を理由に退職し、将来的に再就職を希望する者に対する再就職の支援を行う「再就職希望者支援事業」を２００２年度から２０１０年度まで全国４７都道府県で実施した。また、両立支援ハローワークに代えて、２００６年度からは、子供連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況やニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を行う「マザーズハローワーク事業」を実施し、子育てをしながら再就職を希望する

女性への就職支援を行っている。

(ix) 国家公務員における職業生活と家庭生活の両立を一層支援するための措置

340. 人事院は、2009年8月に、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業等ができるようにするため、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業をすることができるようにするため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう国会及び内閣に対して意見の申出を行った。政府は当該意見の申出を受け、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出し、同一部改正法は2009年11月に成立、2010年6月から施行した。また、人事院は、2010年3月に人事院規則を改正し、同法の施行に合わせて子の看護休暇を拡充するほか、短期介護休暇を新設した。2010年には育児・介護を行う非常勤職員の職業生活と家庭生活の両立に資するため、人事院及び政府は、非常勤職員についても育児休業や介護休暇等を取得することができるよう、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正などの制度の整備を図った(2011年4月施行)。さらに、人事院は、両立支援のための環境の整備を図るため、上記の制度の整備に併せて「育児・介護を行う職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針」を改正するとともに、連絡協議会を設けて各府省の取組をフォローアップしている。

341. 「日本再興戦略」において、「隗より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととしており、仕事と子育て等の両立支援については、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から人事院総裁に対し、女性公務員の離職の要因の一つとなっている配偶者の転勤に伴う離職への対応について、必要な対応を検討するよう要請した。人事院は、仕事と家庭の両立支援が社会全体の課題となっていることや、各府省の人事管理も踏まえ、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。これを踏まえ、総務省は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案を第185回臨時国会に提出し、同法律案は、2013年11月に可決・成立し、公布された。なお、女性の採用・登用の促進については、第4条1. で記述した。

エ) 育児休業等期間中の社会保険料の取り扱い

342. 次世代育成支援等の観点から、累次の見直しを経て、2004年に育児休業等期間のうち、子が3歳に到達するまでの期間について社会保険料を免除しつつも、その期間は保険給付の面では、保険料拠出を行った期間と同様に取り扱う措置、また、3歳未満の子を養育しながら就業を継続する者に対しては、職場復帰直後に、復帰前よりも報酬が下回る場合に、保険料額は復帰後の報酬に基づくこととしつつ、年金額の計算に当たっては、復帰前の報酬を基準とする配慮措置を創設した。また、2012年8月に成立し、公布した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の中では、産前産後休業中に関しても同様の措置を2014年4月より施行することとしている。

オ) 保育サービスの充実

(i) 保育所の整備

343. 保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図っているところであるが、都市部を中心に依然として待機児童は多く生じており、その数は2年連続で減少しているものの2

012年4月現在で約24,800人となっている。

344. 保育ニーズのピークを迎える2017年度末までの待機児童の解消を目指し、2013年4月に内閣総理大臣は「待機児童解消加速化プラン」を発表し、2013年度からの2年間で約20万人分、2017年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保の取組などを、国として全面的に支援することとしている。

(ii) 保育に関する相互援助活動の推進

345. 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを設置している市町村に対し、支援を行っている(2012年度末699か所)。また、2005年度から2008年度まで子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等にかかる緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録・あつ旋する緊急サポートネットワーク事業を実施した。2009年度からは当事業にかわり病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う病児・緊急対応事業を行っている。

カ) 幼稚園における子育て支援

346. 幼稚園においては保護者の多様なニーズに応えていく観点から、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに実施される「預かり保育」を推進しており、2012年現在では全国の約81%の幼稚園が実施している。

8. 妊娠中の女性に対する特別保護の付与

347. 2008年から企業や働く女性に対しても母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場作りナビ」において制度や好事例・就業規則規定例の紹介を行い、職場における母性健康管理の推進を図っている。

348. また、2012年10月に施行した改正女性労働基準規則により、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務及び作業場所の気中の有害物質の濃度の平均が、管理濃度を超える状態での全ての業務に就かせることを禁止した。さらに、2013年1月に施行した改正女性労働基準規則により、規制の対象にエチルベンゼンを加えた。

第12条（保健の分野における差別の撤廃）

1. 生涯を通じた女性の健康の保持増進

(1) 「健やか親子21」の策定等

349. 2000年に策定した21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」は、国、地方公共団体、医療機関、国民など関係者が一体となって推進する国民運動計画の性格をもち、2014年までに達成すべき目標を定めている。2009年度には、「健やか親子21」の評価等に関する検討会において第2回中間評価を

行い、過去4年間の成果を踏まえながら、2014年までの計画期間も見据え、今後重点的に取り組む方向性等を示した。2013年度は、同検討会において最終評価を行い、更に次の計画の策定について検討する。

（２）健康支援事業

350. 保健師等が、生涯を通じた女性の健康上の問題（婦人科的疾患及び更年期障害、妊娠、避妊、出産の悩み、不妊等）に関し相談指導、健康教育を行う事業を拡充した。また、相談担当者の研修を継続的に行った。また、生涯を通じた女性の健康支援に関する研究や、骨粗鬆症など女性に多い疾病の原因解明・治療に関する研究を実施した。2002年からは、新たに更年期に重点を置いた女性の健康支援に関する研究を行っている。

2. 妊娠・出産等に関する健康支援

（１）生涯を通じた女性の健康支援

ア) 思春期

351. 「健やか親子21」は、2014年までの目標として、10代の人工妊娠中絶及び性感染症罹患率を減少傾向とすることを掲げている。

352. 10代の人工妊娠中絶率は7.0（女子人口千対）（2012年）である。これを減少させるため、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、女性健康支援センター等において、相談援助を行っている。

イ) 妊娠出産期

（i）妊娠から出産期における女性の健康支援

353. 母子保健法による取組については、第6回報告パラグラフ356参照。

354. 「健やか親子21」は、2014年までの目標として、妊産婦死亡率の低下や妊娠・出産について満足している者の割合の上昇を掲げており、その達成に向けた取組を推進している。

355. 母子健康手帳の様式については、第6回報告パラグラフ358参照。

（ii）不妊専門相談サービス等の充実

356. 「健やか親子21」や「少子化社会対策大綱（2010年1月閣議決定）」においては、不妊に悩む者への支援を施策の一つにあげている。これらを踏まえ、2012年度には64か所の都道府県、政令指定都市、中核市で、不妊専門相談センターを設置するとともに、2004年度より不妊治療に要する費用の一部を助成している。

（iii）周産期医療の充実

357. 我が国の妊産婦死亡、周産期死亡の現状をみると、2011年の妊産婦死亡数は41人、死亡率（出産10万対）は3.8である。2011年の乳児死亡率（出生千対）は2.3、乳児死亡の46.6%を占める新生児死亡の率（出生千対）は1.1、また周産期死亡率（（妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数）／（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）×1000）は4.1で、低下傾向となっている。

358. 「健やか親子21」においては、妊産婦死亡率の半減及び世界最高水準の周産期死亡率の維持を2014年までの目標として設定しており、妊娠期から出産、小児期にいたるまでの高度な医療を提供するための周産期医療施設、小児医療施設を全国的に整備しつつ、引き続き都道府県単位で妊婦及び新生児に対する周産期医療についてのシステム体制の構築を推進している。

(iv) 女性の主体的な避妊のための環境整備

359. 1999年に低用量ピルの、また、2000年に女性用コンドーム等の使用を承認した。2010年に、母体保護法の一部改正を行い、助産師を始めとする受胎調節実地指導員が受胎調節のために必要な薬剤を販売できる期限を従前の2010年までから2015年までの5年間の延長を行った。

(注) なお、妊娠中絶に関しては、1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「妊娠中絶に関わる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではない。刑法において、堕胎は犯罪行為とされているが、これは、胎児の生命・身体を安全を主たる保護法益とするものであり、この法益を保護する観点から、刑法第212条を含めた堕胎の罪を廃止することは適当ではないと考えている。なお、母体保護法において母性の生命健康を保護するとの観点から、一定の要件の下での人工妊娠中絶が認められており、その場合には、堕胎の罪として処罰されない。

ウ) 成人期、高齢期

360. 骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患であり、高齢化の進展によりその増加が予想されることから、骨量が減少している者を早期に発見し、骨粗鬆症を予防することが必要である。そのため、健康増進法に基づき、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施している。

(2) 適切な性に関する指導の推進

ア) 学校における適切な性に関する指導の推進

361. 第6回報告パラグラフ365参照。学校において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施していく。学校における性に関する指導については、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことにより、行き過ぎた内容とならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、適切な性に関する指導や進め方等については、学習指導要領を踏まえた指導参考資料の作成や、指導者講習会の開催などにより、各教育委員会等に周知を図る。

イ) 性に関する学習機会の提供

362. 第6回報告パラグラフ368参照。

3. 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

(1) HIV／エイズ、性感染症対策

363. 第6回報告パラグラフ368参照。

364. 性感染症の予防啓発の推進のため、財団法人性の健康医学財団が主催している「性の健康週間」（例年11月25日から12月1日まで）に併せて、性感染症予防啓発ポスターを作成し、地方公共団体等へ配布している。

365. 2013年に報告されたHIV感染者及びエイズ患者の新規報告件数は1,590件（前年1,449件）であり、累積報告件数（凝固因子製剤による感染例を除く）は2.3万件に達した。また、2013年のHIV感染者の新規報告数を性別に見ると、男性1,060人、女性46人、エイズ患者の新規報告数は、男性466人、女性18人となっている。近年は、毎年1,500件程度の新規報告があり、予断を許さない状況が続いている。2012年1月に「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の改正を行い、人権に配慮しつつ、「普及啓発及び教育」、「検査・相談体制の充実」及び「医療の提供」について重点的に取り組んでいる。

（2）HIV／エイズに対する教育・啓発

366. 学校において、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるようにするため、①教員等を対象とした指導者講習会を開催し、また、②エイズなどの健康問題について総合的に解説する啓発教材を作成し、全ての小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生に対して配布している。

（3）喫煙・飲酒対策

367. 「健康日本21（第二次）」にて喫煙及び飲酒に関する数値目標を策定した。特に妊娠中の女性については、2014年までに喫煙率0%、飲酒率0%と目標を設定した。また、女性におけるたばこ対策を進めるため、たばこ対策促進事業の中で若年女性に対する普及啓発に関する事業を行っている。

4. 女性の精神的・心理的健康

368. 生涯を通じた女性の健康支援の視点も踏まえつつ、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の適切な相談支援体制を整備することが求められていることから、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、女性健康支援センター等において、相談援助を行っている。

369. 保健所において、地域精神保健活動の一部として、精神保健相談窓口を設置し、心の健康相談を実施しているほか、精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できるような体制を整備している。

第13条（他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃）

1. 母子寡婦対策

370. 第6回報告パラグラフ373及び374参照。母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（2013年3月施行）等に基づき、就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行っている。

第 14 条（農村の女子に対する差別の撤廃）

1. 農村女性への特別配慮

（1）農林水産業に従事する女性

371. 我が国の農林水産業に従事する女性の数は、農業については130万人（2010年 農業就業人口）、林業については1万人（2010年 林業就業者数）、漁業については2.4万人（2012年 漁業就業者数）で、それぞれ全体の49.9%、13.0%、13.8%を占めている。このように我が国において女性は農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割も大きい。また、農山漁村における生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きく、活躍する女性の能力の発揮を一層促進する必要がある。

（2）農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する法令等

372. 食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を2010年3月に策定し、また、同年12月、第3次基本計画を策定し、これらの計画において、女性の参画の促進に向けて今後推進していく具体的施策を明記した。2012年3月に策定した水産基本法に基づく基本計画や、2011年7月に策定した森林・林業基本法に基づく基本計画においても女性の参画の推進について記述しており、これらの基本法に基づく基本計画に即して、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的にを行っている。

（3）あらゆる場における意識と行動の変革

373. 「食料・農業・農村基本計画」に基づき、女性の社会参画を一層進めるため、農業協同組合の役員及び農業委員における女性の登用を促進している。具体的には、役員・委員に女性が一人も登用されていない組織の解消等の目標を設定し、関係機関に対して、指導通知を発出する等により取組を進めている。

374. 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の状況は、統計資料62参照。女性の占める割合は低い水準にあるものの、近年着実に増加している。また、2012年からは地域を中心とする経営体や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討において、女性が概ね3割以上参画することとしている。

（4）女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

375. 農林漁業就業人口の大幅な減少が見込まれるなかで、農林水産業に携わる人材を幅広く育成するためにも、女性が意欲と能力を発揮し、地域の方針決定の場や、農林漁業経営等へ参画しやすい環境づくりが重要である。このため、女性に対して経営参画を促進するための情報提供や研修の実施、女性経営者のネットワークの促進を進めている。

（5）農山漁村女性の経済的地位の向上

376. 2008年の意向調査によると、農業経営への関わり方については、3割以上が、経営者や共同経営者として、主体的に農業経営方針の決定に関わりたいとしていたところであるが、2012年の調査においては、農業経営の方針決定へ関わっている女性は約7割、自ら経営者であるという認識を有する女性は47%であり、女性の農業経営の参画が

進展している。また、地域の農林水産物の加工や直売所による販売、農家レストランなどの農村女性による起業活動は、年々増加し、2010年には9,757事例となった。販売金額が1,000万円以上の規模の経営も確実に増加しており、女性の経済的地位の向上・経営の多角化・安定化や、地域社会の活性化につながっている。女性の経営参画を促進するため、女性に対する社会・経営参画を一層促進に向けた情報提供や研修の実施、起業活動への支援、女性経営者のネットワーク形成、異業種との情報交換やコラボレーションの促進を図っている。

377. 家族の話し合いをベースに給与や休日等の就業条件等を取り決める家族経営協定を締結した農家数は統計資料63参照。家族経営協定締結農家は、年々増加しており、2013年には約52,000戸となっている。

(6) 女性の農業経営者としての位置付けの明確化

378. 「食料・農業・農村基本計画」においては、農村女性が農業や地域の活性化で重要な役割を果たしていることを明記しており、女性の経営参画や起業活動の促進、女性の農業経営者としての位置付けの明確化を図る観点から家族経営協定の締結を促進している。また、認定農業者制度の運用改善により、共同経営者である夫婦が共同名義で、認定農業者になることが可能となった2006年以降、女性の認定農業者も増加している。女性は農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、6次産業化（農林漁業生産と加工・販売の一体化による付加価値の拡大や、地域資源を活用した新たな産業の創出）の担い手としても期待されていることから、その能力が最大限発揮されるよう、女性農業者等による補助事業の活用を促進を図っている。

2. 農村女性の農村開発への参加と受益の確保

(1) 女性起業

379. 本条1. で記述した。

(2) 農林水産業の技術経営指導

380. 第6回報告パラグラフ389及び390参照。

(3) 女性に対する融資

381. 農村女性グループが安定的に経営を行えるように、経営管理等の情報の提供、農産物加工等の起業を支援する事業等を実施している。また、農業及び沿岸漁業の女性・高齢者グループの活動を支援するため、無利子の貸付けを行っている。

(4) 生活に関する総合的な普及指導

382. 第6回報告パラグラフ392参照。

第16条（婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃）

1. 家族に関する法律の整備

383. 2013年9月に最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分が違憲であるとの判断がされたこと

を受け、同年１２月に民法を改正し、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とした。

３８４．婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法等の改正については、国民の理解を得て行う必要があるとの認識の下、引き続き、国民意識の動向の把握に努め、また、国民の議論が深まるよう情報提供等に努めている。なお、１９９６年の法制審議会の答申を受け、同年及び２０１０年に、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の短縮等を内容とする民法等の改正法案を国会に提出すべく準備をしたが、同法案については政府部内及び国民の間にさまざまな意見があり、国会に提出することができなかった。

３８５．なお、女性の再婚禁止期間は、女性が離婚後直ちに再婚することによって、出生した子の父が前婚の夫か後婚の夫か不明となることを防ぎ、父子関係を早期に安定させる必要から設けられたものであって、一定の再婚禁止期間を設けることは、合理的な理由に基づくものである。

３８６．男女共同参画会議監視専門調査会は、２０１３年１１月監視専門調査会意見において、今般の民法改正法案にとどまらず、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮に係る民法改正及び出生届の記載事項に係る戸籍法の改正について、引き続き法案の提出に向けて努力する必要があるとした。さらに、選択的夫婦別氏制度に関しては、その意義や想定されている内容、氏の選択に関する現状等について広く情報提供することなどにより、国民各層におけるより深い理解を促しつつ、その議論の裾野を広げるよう取り組む必要があるとした。

２．家庭内暴力

（１）配偶者からの暴力

３８７．第２条３．で記述した。

（２）児童虐待の防止

ア）児童虐待防止に関する法律の改正

３８８．２０００年１１月、児童虐待の防止等に関する法律を施行し、その後、２００４年及び２００７年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正、２００８年に児童福祉法の改正を行い、制度的な対応について充実を図ってきた。

３８９．さらに、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、２０１１年に民法、児童福祉法その他の法律を改正した。この改正において、親権者が子の利益のために監護教育をすべきことを明示する一方で、不適当な親権行使等により子の利益を害する場合には、親権が制限され得ることを親権喪失等の原因として明示した。また、必要に応じて適切に親権を停止することができるように親権停止制度を創設したほか、法人又は複数の未成年後見人の選任を許容するなどの措置を講じ、子や未成年後見人等も親権喪失等の審判の請求をすることができるようにした。また、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講じた。

３９０．なお、２０１２年度の児童相談所（全国２０７か所）における児童虐待相談対応

件数は、66,701件であり、そのうち、性的虐待は1,449件と全体の2.2%である。福祉、保健、医療、警察、教育等の関係機関の緊密な連携により適切な対応を図るべく、児童相談所の相談機能や、市町村等における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化など施策の充実に努めている。

イ）人権擁護機関による取組

391. 法務省の人権擁護機関は、虐待をテーマとした啓発ビデオを作成して、全国の法務局・地方法務局、都道府県及び政令指定都市に配布の上、貸し出しを行うとともに、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、各種啓発活動を行っている。

392. 人権相談所や専用相談電話「子どもの人権110番」のほか、ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を設け、児童の権利に関するあらゆる相談に応じ、被害者の救済に取り組んでいる。加えて、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。また、児童の権利が侵害された旨の申出がなされた場合等は、人権侵犯事件として所要の調査を行った後、事案に応じた様々な措置を講じて被害児童を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして児童に対する権利の侵害の再発防止に努めている。また、児童虐待防止を目的とする要保護児童対策地域協議会等との連携を深め、より実効的な救済を図っている。

ウ）被害児童の保護

393. 警察は、児童虐待対策を少年保護対策の重要課題の一つとして位置付け、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切に対応してきたところ、さらに児童虐待への対応における取組を強化するため、児童虐待対策の中核である児童相談所と個別事案について情報を共有するなど一層緊密かつ適切な連携の強化に努めている。また、児童虐待の早期発見に資するための教養を実施し、警察職員の知識の向上を図るとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認し、迅速適確な事件化判断をするなど児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした警察組織としての的確な対応を徹底するなどして取組の強化に努めている。さらに、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を保護するために、地方公共団体が設置している「要保護児童対策地域協議会」に参画し、関係機関との連携強化を図っている。

エ）児童虐待への適切な対応に係る教育関係者への周知等について

394. 児童虐待については、引き続き都道府県等を通じて、学校教育関係者や社会教育関係者に対して、児童虐待の防止に向けた取組の推進に関する通知を発出するとともに、各種会議等を通じて、早期発見に努めることや児童相談所等への速やかな通告の一層の推進等について周知の徹底を図ってきた。また、養護教諭のための児童虐待対応の手引き及び児童虐待に対する教職員の意識と対応スキルの向上を図るための教職員用研修教材を作成し、全国の教育委員会等に配布した。

（３）女兒の権利に対する差別・人権侵害

ア）人権擁護機関の取組

395. 「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権課題の一つとして子どもの

人権に関する問題を掲げており、法務省の人権擁護機関は、女兒を含む子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で各種啓発活動を行っている。また、人権相談所や専用相談電話「子どもの人権110番」等を通じ、女兒に対する差別等の人権侵害に関する相談を受け付けている。さらに、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、関係行政機関への紹介等を行う援助や人権侵害を行った者に改善を求める説示・勧告など、事案に応じた適切な措置を講じて被害の救済及び予防に努めている。

別添資料1 男女共同参画会議監視専門調査会における女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視

男女共同参画会議監視専門調査会は、2013年5月以降7回にわたり、第6回報告最終見解への対応に係る政府の取組状況等について、関係府省及びNGOから説明を聴取しつつ議論を重ね、同年11月、「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について」を取りまとめた。その内容については、以下の通りである。

1. 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見

(1) 総論

- ・ 「第3次男女共同参画基本計画」（2010年12月閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）は、最終見解における指摘事項について点検しながら策定されたものである。政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点を反映していくとともに、第3次基本計画に掲げられた数値目標の進捗も踏まえつつ、第3次基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進を図るとともに、最終見解における指摘事項について、女子差別撤廃条約の積極的遵守の観点から、締約国として誠実な対応を図っていく必要がある。
- ・ 男女共同参画を推進するための活動は、男女の人権の尊重を始めとする男女共同参画社会基本法（1999年法律第78号）に定める基本理念を基盤に、地域を取り巻く環境の違いも勘案しながら、各地方公共団体等において特色ある様々な取組が進められている。他方で、地方公共団体では、行政体制・事務の効率化を進める中で、男女共同参画を担当する職員の専門性を確保することが困難になっているとの指摘がある。基本問題・影響調査専門調査会が現在行っている検討の結果も踏まえて、地域における活動に関する先進事例等の情報収集・提供、ネットワークの構築等に取り組む必要がある。
- ・ 地域における取組が幅広い年齢層の人材によって支えられるよう、地方公共団体とも連携して、とりわけ若年層の男女に対して身近な問題にも関わりを持たせるなどして男女共同参画への関心を高めるための情報提供、広報啓発等を行う必要がある。

(2) 各論

ア 民法改正関係

- ・ 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法（1896年法律第89号）の規定が違憲であるとの最高裁判所の決定（2013年9月4日）を受けて、先般、国会に提出された民法の一部を改正する法律案は、違憲判断がされた同規定を改正する内容となっている。本年9月に女子差別撤廃委員会から上記規定への対応を含む民法改正に係る勧告が履行されていないとの評価を受けていることを踏まえれば、

今般の措置にとどまらず、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入及び再婚禁止期間の短縮に係る民法改正及び出生届の記載事項に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正について、引き続き法案の提出に向けて努力する必要がある。その際、最終見解の中で、我が国の本件取組の説明に関し、世論調査を用いていることについて懸念が表明されていることに留意すべきである。

- ・ 選択的夫婦別氏制度に関しては、その意義や想定されている内容、氏の選択に関する現状等について広く情報提供することなどにより、国民各層におけるより深い理解を促しつつ、その議論の裾野を広げるよう取り組む必要がある。

イ 雇用関係

- ・ 暫定的特別措置については、第3次基本計画の策定と関連の取組に対して女子差別撤廃委員会から2011年11月に最終見解の勧告の履行を歓迎するとの見解が示されており、その後も、男女共同参画担当大臣による政党や閣僚への働きかけ、上場企業における役員・管理職への女性登用等に係る内閣総理大臣から経済界への要請等、相応の前進と積極的な取組が見られる。他方で、例えば、ポジティブ・アクションに取り組む企業数の割合は増加しつつも、民間企業の管理職に占める女性割合は諸外国に比べると著しく低く、その増加のペースも緩やかなものにとどまるなど、引き続き一層の努力が求められる状況にもある。

「2020年30%の目標」に向け、女性の参画の状況を明らかにしながら、政治分野や学校教育分野等も含め、公的分野において引き続き計画的な取組を行うとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の社会的評価が高まるよう企業の取組を後押しするなどの施策を推進する必要がある。

- ・ 同一価値労働同一賃金に関する取組について、厚生労働省がパートタイム労働者に関する職務評価の実施ガイドラインや男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン等を作成・公表していることは一定の評価ができる。今後、ガイドラインで示された職務評価の手法の導入を推進するとともに、これらの取組を含め、賃金格差の改善に向け、官民間問わず同一価値労働同一賃金に関する取組を進める必要がある。
- ・ 家庭と仕事の両立に関し、「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）において関連する取組を位置づけ、内閣を挙げて強力に推進している点は高く評価できる。企業の女性の活躍に関する情報の「見える化」を進める際に、就職活動をする学生等がワーク・ライフ・バランスの観点からも当該企業の検討をすることができるよう、時間外労働の状況についても開示する情報に含めることを検討する必要がある。また、希望する男女が育児休業を取得しやすくするため、職場環境の整備の働きかけや、育児休業中の経済的支援の強化に係る検討を進めるとともに、男性の育児休業取得を促進する観点から、男性の育児休業取得者のロールモデル事例集の作成、「イクメン」の普及等に取り組む必要がある。

ウ 女性に対する暴力・人身取引関係

- ・ 警察職員、裁判官、婦人相談員を始め女性に対する暴力の被害者と接する機会の多い公務員を対象とする研修機会の充実等、女性に対する暴力の被害者への支援に係る取組には一定の前進が見られる。今後も引き続き、女性に対する暴力を始めとする男女共同参画に関わる研修の充実に取り組む必要がある。

また、女性に対する暴力等についての相談業務に当たる婦人相談員、男女共同参画センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談員について、より一層の育成のため、その専門性の向上に資する機会の提供、経験や能力が継続的にいかされるような雇用の確保等による支援に取り組む必要がある。

- ・ 性犯罪被害者の支援をより一層充実させるため、被害者への適切な対応が可能な医療機関を増加させる観点から、医療機関に対して二次的被害を防止するための研修機会を提供するとともに、医療機関における支援体制の強化や被害者から採取した証拠資料を保管する場合の適切な保管の在り方について検討を行う必要がある。また、被害者から採取した証拠資料を保管する場合の保管方法について、医療機関等に対して周知する必要がある。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日まで）について、同時期又は近接して行われ、対象の一部が共通する他の啓発活動との差別化を意識しつつ、それらの運動と相乗効果が上がるよう、期間中の広報や取組を工夫する必要がある。
- ・ 女性に対する暴力をなくすための抜本的な対策として、若年層に対する教育啓発を進めるとともに、適正な処罰や更生のための的確な処遇の実施等加害者への対策の在り方を検討する必要がある。
- ・ 女性に対する暴力に関し、各府省が実施している調査結果や収集したデータを総合的に分析し、これを基礎としてより実効的な取組につなげていく必要がある。
- ・ 人身取引対策を一層推進するために、経済的側面も含めて被害者に対する適切な公的支援の在り方を検討するとともに、摘発件数に地域差が見られる理由を分析し、地域ごとの実態に即した対策を講じることを促す必要がある。
- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の一環として、人身取引に係る諸外国の取組について、例えば男女共同参画会議の下に設けられる専門調査会の場を活用するなどして分析を一層進める必要がある。

エ 健康関係

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持増進を図るため、特に、若年層の男女に対し、妊娠・出産を含めた心身の健康保持についての情報提供及び相談体制の強化に積極的に取り組む必要がある。
- ・ 配偶者からの暴力被害者や性犯罪被害者の人工妊娠中絶に係る同意の在り方をめぐる課題について検討を行う必要がある。

オ 社会的弱者関係

- ・ 配偶者等からの暴力被害者に対する支援に関する情報、母子家庭に対する支援に関する情報等について、外国人である女性が理解できるよう、多言語での情報提供の充実に取り組む必要がある。
- ・ 母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のため、離婚の際の養育費の取決めの際に家庭裁判所における調停手続等の利用が促進されるよう、手続のより一層の周知及び利用しやすい手続の検討等の取組を推進する必要がある。
- ・ いわゆるマイノリティの人々を主たる対象とする施策に関する方針等を検討する際は、当事者が会議等の議論に参画できるよう努めるとともに、代表者の選定に当たって男女のバランスに留意する必要がある。

カ 国際的協調関係

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」について、最終見解においてその批准の検討が奨励されていることを念頭に、批准する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する必要がある。
- ・ 女子差別撤廃委員会が我が国の定期報告等に対して今後表明する見解については、男女共同参画会議の下で監視機能を担う専門調査会等において早い段階から関係府省の役割分担、指摘事項への対処方針等を聴取し、女子差別撤廃条約の積極的遵守の観点から必要な対応を働きかけるなど、国内本部機構の監視機能を一層強化する必要がある。

2. 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項

(1) 総論

- ・ 報告を作成するに当たっては、「人権諸条約の締約国による報告の様式及び内容に関するガイドライン」（2009年6月3日国連事務総長報告）を踏まえ、実施済又は実施中の施策についての説明にとどまらず、可能な限り、現状分析や改善のための方策、進捗状況等について記載するとともに、現段階では実施が困難な事項についても、その理由、今後の見通し等を記載すること。

また、同ガイドラインにのっとり、「女性・平和・安全に関する国連安全保障理事会決議第1325号」に基づく国別行動計画の策定に関する状況を記載すること。

- ・ 第3次基本計画で設定した数値目標等について、その結果を示す場合、可能な限り、第3次基本計画に取り入れられている最終見解の指摘事項の進捗状況等をデータ等も用いて記載すること。
- ・ 報告を作成するに当たっては、女子差別撤廃条約の各章の構成に沿ったものとしつつ、政府の取組と最終見解における個別の指摘事項との対応が明らかとなるよう工夫すること。また、当専門調査会が本意見中1. に盛り込んだ事項について、政府に取組を求めていることを記載すること。

- ・ 報告を作成するに当たっては、当専門調査会において実施した NGO からのヒアリングの際に表明された意見や提出資料を参考とするとともに、NGO 等との意見交換の機会を設けるなど NGO 等との建設的な対話を進めること。
- ・ 女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけた最近の取組についても、女子差別撤廃条約及び最終見解の指摘への対応に関連づけつつ、施策の積極的位置づけや具体的内容を盛り込むこと。
- ・ 東日本大震災を機に顕在化した防災・復興における課題への対応として「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめたこと、地方防災会議において女性委員の割合が増えつつあることなどこの間の取組により成果が表れた事項を可能な限り数値も用いながら盛り込むこと。
- ・ 女子差別撤廃委員会が求める報告の提出期限（2014年7月）までに提出できるよう報告の作成を進めること。

(2) 各論

最終見解の個別項目に関して、報告を準備する際に留意すべき事項は以下のとおりである（最終見解における項目名に対応）。

ア 差別的な法規定

- ・ 1. (2)アで述べた最高裁判所決定の内容及び同決定を踏まえた法改正の対応状況について盛り込むこと。
- ・ 最終見解で指摘されたその他の民法及び戸籍法の規定に関する検討状況及び今後の方針を盛り込むこと。このうち再婚禁止期間については、その廃止について現段階では受け入れられない理由及び短縮の方向で検討している理由も盛り込むこと。

イ 条約の法的地位と認知度

- ・ 女子差別撤廃条約選択議定書の批准について、批准に対して障害になっている課題及びその克服のために必要と考える事項並びに政府内における現在の具体的な検討状況を盛り込むこと。

ウ 差別の定義

- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（1972年法律第113号）の間接差別の定義に関して、労働政策審議会雇用均等分科会における議論及びこれを踏まえた対応状況を盛り込むこと。

エ 暫定的特別措置

- ・ ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍促進についてどのような成果が表れているか、数値を用いて盛り込むこと。
- ・ 基本問題・影響調査専門調査会において、2012年12月、行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討に係る議論を取りまとめ、これを受けて2013年4月には男女共同参画会議が、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍促進を含む取組を政府に求めたことを盛り込むこと。

オ 女性に対する暴力

- ・ 女性に対する暴力に関する専門調査会が、性犯罪への対策の推進に関し、強姦罪の見直し等による性犯罪への厳正な対処や、パープルダイヤルから性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターに至るまでの取組を取り上げ、報告を取りまとめているところ、その提言内容を盛り込むこと。
- ・ 第3次基本計画にも具体的な取組として盛り込まれている性犯罪に関する罰則の在り方の検討について、今後の見通しを可能な限り盛り込むこと。
- ・ 児童ポルノ対策について、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（2013年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき政府が行っている各種の取組を盛り込むこと。
- ・ 人身取引に関して、需要の抑止等による性的搾取を防止するために講じている各種の取組を盛り込むこと。

カ 教育

- ・ 女性研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策について、政府において行われている取組を盛り込むこと。

キ 健康

- ・ 最終見解において、可能であれば改正するよう勧告されている人工妊娠中絶を犯罪とする法令について、配偶者からの暴力被害者や性犯罪被害者の人工妊娠中絶に係る同意の在り方に関する多様な意見も踏まえ、刑法の堕胎罪の規定に関する考え方及び母体保護法（1948年法律第156号）に関する説明を盛り込むこと。

ク 社会的弱者

- ・ 障害のある女性に対する配慮について、「障害者基本計画（第3次計画）」（2013年9月27日閣議決定）に盛り込まれた事項について記載すること。

ケ その他の条約の批准

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況や課題を盛り込むこと。

別添資料 2 第 6 回報告最終見解への対応状況等について

第 6 回報告最終見解	対応状況等
1 3. 委員会は、本条約のすべての規定を計画的かつ継続的に実施する締約国の義務を想起し、今回の最終見解において特定された関心事項及び勧告を、締約国の次回の報告提出までの優先課題と考える。従って、委員会は、締約国の実施活動においてこれらの分野を重点とすること、並びにとられた措置及び達成された成果を次回報告で報告することを締約国に要請する。 委員会は、今回の最終見解の十分な実施が確保されるように、同最終見解を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを締約国に要請する。	第 2 条 1. 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害、それら障害を克服するためにとられた措置及び同条 6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置で記述したほか、それぞれの施策の中で取組を行った。
1 4. 最終見解の実施及び本条約に基づく政府の次回報告プロセスについて、適切な場合には、手続に沿って必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを締約国に勧告する。	第 2 条 6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置で記述した。
1 6. 委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。	それぞれの施策の中で取組を行った。
1 8. 委員会は、男女共に婚姻適齢を 1 8 歳に設定すること、女性のみに課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。	第 1 6 条 1. 家族に関する法律の整備で記述した。
2 0. 委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書と	第 2 条 2. 差別に対する法的救済手段の有無とその効果、同

第 6 回報告最終見解	対応状況等
して本条約を認識するよう締約国に要請する。委員会は、本条約が国内法体制において十分に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じ本条約の規定が国内法に十分に取り入れられることを確保するために、早急な措置を講じることを締約国に要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組を締約国が強めることを勧告する。委員会は更に、本条約及び男女共同参画に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。	条 3．女性に対する暴力に関する情報及び同条 7．女子差別撤廃条約選択議定書で記述した。
2 2．委員会は、本条約及び本条約第 1 条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国に要請する。	第 2 条 1．自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害、それら障害を克服するためにとられた措置及び第 1 1 条 1．男女雇用機会均等確保対策の推進で記述した。
2 4．委員会は、日本側が普遍的・定期的レビューの最後に人権理事会において提示した回答を踏まえ（A/HRC/8/44/Add. 1, 1 (a) 項参照）、男女平等に関する問題についての権能を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう締約国に勧告する。	第 2 条 2．差別に対する法的救済手段の有無とその効果で記述した。
2 6．委員会は、様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化、及び財源や人材の充実によって、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構をさら	第 2 条 1．自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害、それ

第6回報告最終見解	対応状況等
に強化することを勧告する。さらに、委員会は、男女共同参画基本計画（第3次）策定における法的枠組として本条約を活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視制度を導入することを勧告する。	ら障害を克服するためにとられた措置で記述した。
28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。	第4条、第7条、第8条1. 国際分野における政策決定への参画状況及び第11条で記述した。
30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女児や女性のポジティブなイメージを促進することを	第5条で記述した。

第 6 回報告最終見解	対応状況等
確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者の間での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。	
3 2. 委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第 1 9 号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる 2 4 時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また、委員会は、女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し、それにより、女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。	第 2 条 3. 女性に対する暴力に関する情報で記述した。
3 4. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件	第 2 条 3. 女性に対する暴力

第 6 回報告最終見解	対応状況等
とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。	に関する情報で記述した。
36. 委員会は、女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。	第2条3. 女性に対する暴力に関する情報で記述した。
38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。	第2条4. 慰安婦問題に対する、日本政府の立場及びこれまでの取組で記述した。
40. 委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女兒の回復及び社会復帰のための施策を講じることが締約国に要請する。委員会は、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置を講じよう締約国に要請する。委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女兒のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供するよう締約国に要請する。委員会は、インターンシップ及び研修プログラム用の査証発給の厳格な監視を継続するよう締約国に要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の	第6条で記述した。

第 6 回報告最終見解	対応状況等
批准を締約国に要請する。	
4 2. 委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 25 号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。	第 7 条で記述した。
4 4. 委員会は、教育分野における女性の十分な権利の保護に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は、男女共同参画基本計画（第 3 次）において、大学・短大における女性教員の割合の達成目標を 20 パーセントから引き上げ、最終的に、こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。	第 10 条で記述した。
4 6. 委員会は、本条約第 11 条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女	第 4 条及び第 11 条で記述した。

第 6 回報告最終見解	対応状況等
間の賃金格差を是正するために、本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 2 5 号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。	
4 8. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。	第 1 1 条で記述した。
5 0. 委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた、健康や医療サービス提供に関する性別データ、並びに H I V/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は、女性と健康に関する委員会の一般勧告第 2 4 号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。	第 1 2 条 2. 妊娠・出産等に関する健康支援、同条 3. 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進及び同条 4. 女性の精神的・心理的健康で記述した。
5 2. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。	第 2 条 5. マイノリティ女性についてで記述した。

第 6 回報告最終見解	対応状況等
委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請(A/58/38、パラ 366)を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。	
54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。	第2条5. マイノリティ女性について、第3条2. 障害を持つ女性のための施策、同条3. 高齢者女性のための施策及び同条4. 外国人女性のための施策で記述した。
55. 委員会は、本条約に基づく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回報告にその情報を盛り込むよう締約国に要請する。	それぞれの施策の中で取組を行った。
56. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の十分かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別(ジェンダー)の視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むことを締約国に要請する。	第8条1. 国際分野における政策決定への参画状況で記述した。
57. 委員会は、9つの主要な国際人権条約を国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国でない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本国政府に奨励	第3条2. 障害を持つ女性のための施策及び同条4. 外国人女性のための施策で記述した。

第6回報告最終見解	対応状況等
する。	
58. 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるため、今回の最終見解を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議－21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう締約国に要請する。	第2条6. 女子差別撤廃条約及び同条約の実施状況報告及び委員会の報告書を普及させるための措置及び第8条2. 関連国連会議等文書の実施についてで記述した。
59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。	2011年8月に「女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメント」を、2012年11月に「女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供」を、それぞれ提出した。